**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

**日程第１．会議録署名議員の指名**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第１．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって６番　大城雅史議員、７番　岡崎　晋議員を指名します。

**日程第２．議長諸般の報告**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第２．議長諸般の報告を行います。まず、追加議案としまして、町長から議案第45号　南風原町監査委員の選任について、議案第46号　南風原町教育委員会委員の任命についてが提出されておりますので、後刻議題とします。また、議員研修に伴い、決議第４号　議員派遣の件についても議事日程のとおり議題とします。以上をもって諸般の報告といたします。

**日程第３．議案第45号　南風原町監査委員の選任について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第３．議案第45号　南風原町監査委員の選任についてを議題とします。なお、本案については、地方自治法第117条の規定によって金城憲治議員は除斥になりますので、退場を求めます。

（金城憲治議員　退場）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まず、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長　赤嶺正之君**　おはようございます。議案第45号　南風原町監査委員の選任について　下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第１項の規定によって、議会の同意を求める。記、氏名、金城憲治、住所と生年月日につきましては、表記のとおりでございます。提案の理由といたしまして、現監査委員の宮城清政氏が令和４年９月27日をもって任期満了のための提案でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第45号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって議案第45号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これから議案第45号　南風原町監査委員の選任についてを採決します。本案について、同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。よって本案は、同意することに決定いたしました。

（金城憲治議員　入場）

**日程第４．議案第46号　南風原町教育委員会委員の任命について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　次に、日程第４．議案第46号　南風原町教育委員会委員の任命についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長　赤嶺正之君**　議案第46号　南風原町教育委員会委員の任命ついて　南風原町教育委員会の委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。記、氏名、仲村渠久司、住所、生年月日につきましては、表記のとおりでございます。提案の理由といたしまして、上記の者は、南風原町教育委員会の委員として適任であると思慮し提案いたします。

　次のページに履歴書、学歴、職歴、経歴等が掲載されておりますので、どうぞお目通しをお願いいたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第46号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって議案第46号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第46号　南風原町教育委員会委員の任命についてを採決します。本案について、同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。よって本案は、同意することに決定いたしました。

**日程第５．認定第１号　令和３年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第５．認定第１号　令和３年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。本案の説明方法については、まず、副町長から提案理由の説明を受け、その後、添付されている令和３年度南風原町一般会計歳入歳出決算の概要について総務部長が説明いたします。次に、本日は稻福代表監査委員をお呼びしておりますので、代表監査委員より提出された令和３年度南風原町歳入歳出決算審査意見書及び令和３年度南風原町下水道事業会計決算審査意見書についての説明を求めたいと思います。その後、代表監査委員に対する質疑を行います。次に、詳細説明を決算調書資料を用いて各部長から行います。それでは提出者から提案理由の説明及び決算の概要説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　認定第１号　令和３年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定について　令和３年度南風原町一般会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第３項の規定により別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。令和３年度南風原町一般会計歳入歳出決算報告書　地方自治法第233条第５項の規定により、令和３年度における南風原町一般会計歳入歳出決算の概要と主要施策の成果に関する報告書を次のとおり報告いたします。お手元に配付した令和３年度南風原町一般会計・特別会計歳入歳出決算書は、各会計の歳入歳出決算書、また事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書がつづられております。また、令和３年度決算調書つづりをお配りしておりますので、決算認定の際に併せてご覧いただきたいと思います。概要につきましては、担当が説明をいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは令和３年度南風原町一般会計歳入・歳出決算の概要説明をいたします。

　本町の令和３年度一般会計の決算規模は、歳入総額179億5,745万4,000円、歳出総額175億9,354万5,000円で、前年度と比較して歳入で15億9,418万2,000円（8.2％）、歳出で17億5,130万5,000円（9.1％）の減となっております。決算収支は、形式収支（Ｃ）が３億6,390万9,000円、これから翌年度へ繰り越すべき財源（Ｄ）9,190万8,000円を控除した実質収支（Ｅ）は２億7,200万1,000円となっており、この実質収支から前年度の実質収支１億6,927万6,000円を差し引いた単年度収支（Ｆ）１億272万5,000円に、財政調整基金積立金（Ｇ）９億3,630万9,000円を加え、財政調整基金取崩額（Ｊ）１億2,772万8,000円を控除した実質単年度収支（Ｋ）は９億1,130万6,000円の黒字となっております。

　次に、歳入の決算概要について説明いたします。

　主な歳入項目における自主財源・依存財源別の増減率を前年度と比較した場合、自主財源は１億351万2,000円（1.8％）の増、依存財源は16億9,769万4,000円（12.3％）の減となっております。

　まず、自主財源の大部分を占める町税においては1,124万9,000円（0.3％）の増となっております。税目別では町民税のうち個人町民税は納税義務者数は増加しているものの所得割額が減少したことで1,721万7,000円の減、法人町民税も税率改正等の影響により3,002万7,000円の減となり、町民税全体では4,724万4,000円（2.5％）の減となっております。一方、固定資産税は新築家屋の増等により5,240万5,000円（2.6％）の増、軽自動車税が登録台数の増等により358万4,000円（2.4％）の増、町たばこ税においても税率改正等により250万4,000円（1.0％）の増となっております。

　その他の自主財源については、寄附金がふるさと寄附金の件数増により8,461万2,000円（42.4％）の増、繰入金が財政調整基金繰入金等の減により8,342万7,000円（27.4％）の減、諸収入がふるさと市町村圏基金出資金償還金の皆増等により5,771万3,000円（11.1％）の増となっております。

　依存財源では、法人事業税交付金が交付率の増に伴い2,457万1,000円（114.4％）の増、地方交付税が主に算定の基礎となる国勢調査人口が伸びたことにより５億2,748万8,000円（23.2％）の増となっております。国庫支出金は、特別定額給付金事業事業費及び事務費補助金の皆減等により25億5,937万4,000円（32.2％）の減となっております。また、地方債は臨時財政対策債の増等により１億9,970万9,000円（36.1％）の増となっております。

　続いて、歳出の決算概要について説明いたします。

　歳出の各経費別（性質別）の決算は、義務的経費で対前年度比12億5,986万6,000円（14.9％）の増となっております。項目別では、人件費が職員や会計年度任用職員の増等により１億2,492万8,000円（6.0％）の増、扶助費が子育て世帯への臨時特別給付金、法人保育園運営費負担金及び障害者自立支援給付費等の増により11億3,722万2,000円（21.5％）の増となっております。

　次に投資的経費は、普通建設事業において庁舎設備等機能強化事業の皆増等により１億7,225万8,000円（32.2％）の増となっております。

　また、その他の経費については、物件費が小中学校ＧＩＧＡスクール構想に係る経費等の皆減等により5,036万9,000円（2.2％）の減、補助費等が地域消費促進事業及び地域産業支援事業の皆増があるものの、特別定額給付金の皆減等により36億4,655万2,000円（62．0％）の減となっています。また、積立金は財政調整基金積立金、減債基金積立金の増等により５億8,368万1,000円（85.6％）の増となっております。繰出金は、国民健康保険特別会計への繰出金が単年度赤字の縮小等により6,520万9,000円（4.5％）の減となっており、その他の経費全体では31億8,342万9,000円（30.8％）の減となっております。

　令和３年度は、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、子育て世帯等への臨時給付や事業者への支援金の支給、消費促進を目的とした商品券配布による地域経済の回復を図るなど、新型コロナウイルス感染症への対策に取り組みました。

　令和４年度以降も新型コロナウイルス対策関連事業、子育て支援や教育、福祉の充実、地域産業の活性化を図るとともに、新たに生じる財政需要と社会情勢の変化に対応していくため、事業の効率化と重点化を図り、将来にわたって持続可能な財政運営に努めていくことを記し、令和３年度の決算概要といたします。

　次ページ以降に別紙で一般会計歳入決算状況、令和３年度町税決算状況、一般会計歳出決算状況（性質別）の表もつけてありますので、お目通しをお願いいたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　次に代表監査委員より、令和３年度南風原町歳入歳出決算審査意見書及び令和３年度南風原町下水道事業会計決算審査意見書について、概要の説明を求めます。代表監査委員。

**○代表監査委員****稻福　清君**　皆さんおはようございます。議員の皆さん、新しく再任された方、また新人の議員の方、これから町民のために頑張っていただきたいというふうに思います。

　それでは南風原町一般会計・特別会計決算審査意見書について述べたいと思います。まず、審査についてであります。審査の対象は、令和３年度南風原町一般会計歳入歳出決算、令和３年度南風原町特別会計歳入歳出決算、国民健康保険・土地区画整理事業・後期高齢者医療、令和３年度南風原町各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書であります。審査の期間であります。令和４年７月１日から８月25日まで審査を行いました。審査の方法であります。この決算の審査に当たっては、決算書、関係帳票及び証拠書類等に基づき、さらに必要資料の提出を求めるとともに、関係者の説明を聴取し、既に実施した監査等の結果も参考にして、南風原町監査基準に準拠し、次の諸点に主眼を置いて実施した。決算書の計数は正確であるか、収入済額は収入受入書、支出済額が証憑書類と符合しているか、調定の時期は適正になされているか、予算の流用、予備費の充用は適正になされているか、予算の執行はその目的に沿って適正になされているか、会計年度及び会計間の独立の原則は守られているか、財産管理は適正になされているか、財政運営は健全かつ効率的になされているかであります。

　２ページ目をお願いします。審査の結果であります。令和３年度一般会計及び特別会計決算、その他関係書類は、審査した限りにおいて法令に適合し、かつ正確であると認められた。各会計の歳入歳出の執行、収入支出の事務処理及び財産の管理については、おおむね適正になされていると認められた。決算の概要であります。各会計の総括、令和３年度の各会計決算の総括は、次表のとおりであります。歳入決算額は233億311万6,687円、歳出決算額は227億5,323万8,616円で、歳入歳出差引額５億4,987万8,071円となり、前年度を２億6,231万9,412円上回る額である。翌年度に繰り越すべき財源は２億2,977万1,084円で、実質収支額３億2,010万6,087円の黒字となっております。歳入決算額は、調定額に対し収入率98.4％で233億311万6,687円が収入済額となっております。また歳出決算額は、予算現額に対し執行率95.2％で227億5,323万8,616円が支出済額であり、翌年度への繰越額は７億3,300万3,523円、不用額は４億2,323万2,421円となっております。

　３ページと４ページと５ページに一般会計の内容を書いてありますけど、省略したいと思います。６ページから７ページ、８ページについても省略したいと思います。９ページの財産に関する調書でありますけど、これについても省略したいと思います。

　10ページの審査意見について述べたいと思います。令和３年度の一般会計及び特別会計予算に計上された各事務事業は、総じて順調な成果を収めているものと認められた。今後とも次の点に留意し、なお一層、適正な事務処理を行い、業務の適正かつ効率的執行に努められるよう望むものである。

　１．予算の執行についてであります。（１）調定について。出納整理期間中に一般会計において199件（対前年度18件増）、特別会計において15件（対前年度２件減）の調定行為がなされている。大部分が国、県からの交付金等の確定通知の遅れ及び歳入側からの通知の遅れによるものであるが、依然として一部には調定の遅延、数値の錯誤、訂正等によるものが見受けられた。調定は、歳入を徴収しようとする場合において、その内容を調査して収入金額を決定する内部的意志決定行為である。今後とも調定の手続に当たっては規則の定めに則って、時機を失しないよう適切な事務処理に努められたい。

　（２）収入未済額についてであります。収入未済額は、一般会計が２億7,497万456円で、前年度と比較し１億9,392万4,534円の減、特別会計が7,233万9,392円で、前年度と比較し74万6,507円の減となっております。なお、国、県からの交付金等以外の収入未済額は次表のとおりであります。収入未済額が減少傾向にあることは、関係部署で法的措置など、各種の努力がなされているためで高く評価する。一方、収入未済額は依然として多額である。新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少する方が増える事も予想され、徴収業務の環境は厳しい状況にあると思われるが、納税者の負担の公平と財源確保の観点から収入未済の事態把握に努め、督促や滞納処分等、それぞれに応じた適切な債権管理を行い、引き続き収入未済額の解消と新たな発生防止についても取り組みを強化されたい。

　11ページの不納欠損額について、それから予算の流用、重要について、不用額について、12ページの繰越明許費については省略したいと思います。

　（７）の税収等の徴収強化についてであります。（ア）町税の収納状況の徴収率について、最近５カ年を比較してみると、平成29年度98.9％、平成30年度99.3％、令和元年度は99.4％、令和２年度99.4％と推移しており、令和３年度も99.5％で前年度比0.1ポイント増となっている。町税の徴収率は、平成16年度91.2％が対前年度比で0.4ポイント減少した後、11年続けて減少はない。徴収体制の強化が顕著に表れている。この間の町税の推移を見ると、現年度分の徴収率が平成24年度以降、99％以上の高水準を維持しており、不納欠損処理があるものの収入未済額が13年続けて減少し続けている。絶え間なく徴収強化に努めている成果である。滞納者に対しては、十分なる実態調査を行うとともに、地方税法に定めのある滞納者の財産差押え等を含めて債権の管理及び滞納処分等、引き続き徴収強化に努められたい。次に国民健康保険税の収納状況も厳しい状況にあるが、最近５カ年の現年度課税分の収納状況を比較してみると、平成29年度97.9％、平成30年度96.7％、令和元年度は95.9％、令和２年度96.8％と推移しており、令和３年度は96.6％で前年度比0.2ポイント減となっている。また滞納繰越分を含めた令和３年度徴収率は、91.1％で前年度比0.6ポイント増となっている。県内の他市町村もかなり厳しい状況にあるが、なお一層、調査、研究、工夫、関係部署間との連携強化等を実践し、現在の高水準を維持しながら効率的な徴収事務に努められたい。

　（イ）学校給食費現年度分の収納率は、平成20年度以降95％以上を維持しており、令和３年度は98.2％で前年度と同じ収納率となっている。また給食費の収入済額２億3,966万8,264円に対し、給食賄費は２億4,434万3,163円で、その差額467万4,899円は他の一般財源から補填されている。学校給食費と給食賄費は、次表のとおりであります。学校給食費調定額は、令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大防止による臨時休校に伴い減となっているものの令和２年度の給食費改定や年々増加する児童・生徒数等により近年は増加傾向となっている。令和３年度の滞納繰越分は、収入済額が688万7,961円で対前年度比389万9,479円の増となっている。今後とも継続して徴収強化に努められたい。一方、令和３年度より学校給食費の不納欠損処理を行っているが、収入未済額の累計は依然多額（令和３年度2,965万6,637円）であり、学校給食費負担の公平、公正を欠いているといえる。この収入未済額に長期間動きがないものがあるので、滞納処分等関係法令を十分に調査・検討し、滞納者個々の実態把握、債権の適切な管理及び処分に努められたい。

　14ページの財産の管理についてであります。これは省略したいと思います。

　15ページの財政運営について。３．財政運営について、その概要を例年にならって財政指数（普通会計）を参考にしながら総合的に捉えてみた。（１）実質収支比率。財政運営の健全性の確保の点からは、実質収支額は黒字であるということが必須の要件となるが、その黒字額は標準財政規模の３％～５％程度であることが望ましいとされている。本年度の実質収支比率は、3.3％で前年度2.2％から前年度比較1.1ポイントの増となっている。今後も適度の収支額の確保に努めることが望まれる。

　（２）財政力指数。この指数は地方交付税交付金の算定に使われる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去３箇年の平均値をいい、標準的な行政活動を行うのに必要な財源をどのくらい自前で調達できるかという財政基盤の強さを表す指標として用いられる。この指数は「１」に近いほど、財政力が強いとみることができる。本年度の財政力指数は、0.640で前年度0.656より0.016ポイント低くなっている。今後とも自主財源の確保に一層努められるよう望むものである。

　（３）経常収支比率であります。この比率は人件費、扶助費、公債費等の容易に縮減することが出来ない経費に対し、町税、地方交付税、地方譲与税等の一般財源がどの程度充当されているかを見ることによって、財政構造の弾力性を判断しようとする指標である。この比率の目安としては、概ね65％～75％の間に分布することが望ましいとされており、比率が低いほど弾力性があって、一般財源に余力があることになる。本年度は、78.4％で前年度84.0％より5.6ポイント低くなっており、今後とも財政の硬直化防止と弾力性の確保に努めることが求められる。

　（４）公債費負担比率であります。この比率は、公債費に係る財政負担の度合いを判断する指標の一つで、一般財源が起債発行経費を含む公債費に充当された割合を示し、税の徴収率の高低等、団体の事情が反映される指標で、15％が警戒ライン、20％が危険ラインとされている。公債費は、一般会計11億1,227万9,142円、土地区画整理事業特別会計１億8,663万9,655円の公債費合計額で算出される。本年度の公債費負担率は13.1％となっており、前年度14.5％より1.4ポイント低くなっている。このほか特別会計において、国民健康保険２万2,358円の公債費がある。

　なお、債務負担行為で翌年度以降の支出予定額は、３億3,925万4,000円となっております。内容は、次表のとおりであります。

　今後は、町民の多様な行政需要に対応し事務事業を推進するには、必然的に地方債に依存することになる為、公債費の動向には特に留意して健全財政に努めることが望まれる。

　以上、基本的要素となる観点から財政運営について検討を試みた。上記実質収支比率にも見られるように、令和３年度の実質収支比率は、3.3％で前年度2.2％と比較して1.1ポイント増となっている。実質収支比率は高いほどよいわけでもないことから、今後とも適度の収支額の確保に努められたい。一般会計性質別経費の状況（別表８）をみると、義務的経費は増加を続けており、扶助費の前年度比21.5％の伸び率が主な要因として挙げられる。投資的経費では、普通建設事業が１億7,225万8,048円の増となり、前年度比32.2％の増となった。また地方債現在高の状況は、208億1,672万8,000円であり、そのうち一般会計等繰入見込額が151億2,755万6,000円で、基金残27億3,336万5,000円を差し引いた残高は、123億9,419万1,000円を超える状況となっている。今後とも経常収支比率、公債費負担比率等に留意し、健全財政の保持に努められるよう望むものである。地方債は、次表のとおりであります。

　厳しい財政事情のなかで、積極的に行政需要に対処して財政運営がなされたことは評価されるところである。本町財政が極めて厳しい状況下にあることを踏まえて、人件費、扶助費及び公債費等の義務的経費の動向を特に注視し、財政基盤の強化に努めること。また事務事業の執行の際には、「選択と集中」や「スクラップ＆ビルド」等を図り、とくに公債費の増の要因となる普通建設事業の実施に当たっては十分検討をし、また財源の確保に一層努め、健全な財政運営を推進し今後とも、最小の経費で最大の効果を挙げるという行財政運営の基本原則に則り、様々な取り組みを通して、より一層確かな事業管理及び適切な事務処理に努められたい。

　18ページについては、省略したいと思います。

　むすびであります。財政は、総じて健全に運営されていた。一般会計及び特別会計を総括した実質収支額が、３億2,010万6,987円（前年度は２億1,481万2,299円で１億529万4,688円の増）の黒字決算をもって翌年度に引き継いだ。

　ただし、国民健康保険特別会計においては収支の均衡が得られず、令和元年度までの累積赤字は解消されたものの、単年度赤字の発生が予想される。社会の高齢化が進むなかで、本町の国民健康保険加入者の一人当たりの医療費（一般、退職者）は年額37万2,882円（前年度36万3,217円）となっており、依然として高い状況にある。この10年間の推移をみると、平成24年度は年額28万7,890円であり、10年間で８万4,992円増加している。この医療費に対する抑制策は、喫緊の課題であり、抜本的解決が急がれるが、保健福祉課及び国保年金課が連携し、ＫＤＢ（国保データベース）を活用した南風原町保健事業実施計画（データヘルス計画）等の取り組みがある。同事業を含む町民への健康づくりに関する諸施策を実践していくことで、中・長期的に町民の医療費が削減されるよう今後とも取り組まれたい。

　さて、令和３年度は、ハード面においては、土地区画整理事業、津嘉山中央線街路事業、黄金森公園整備事業、津嘉山公園整備事業があり、ソフト面においては、保育所運営事業、介護給付・訓練等給付事業、子育て世帯への臨時特別給付金事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業等がある。教育面では、幼稚園・小中学校照明ＬＥＤ化事業、北丘小学校体育館等新増築事業、公立学校情報機器整備事業など町民生活に密着した幾多の施策が推進されて、成果を収めたことは評価されるところである。

　また、平成24年に創設され10年目を迎えた沖縄振興特別推進交付金事業（一括交付金）を利用した主な事業を記してみると、特別支援教育支援員配置事業、低炭素化事業（省エネ設備導入事業）等が行われた。

　令和３年度一般会計決算において、自主財源では、分担金及び負担金が対前年度比669万9,410円減（伸び率△3.6％）、使用料及び手数料が対前年度比460万7,740円減（伸び率△10.0％）、繰入金が対前年度比8,342万7,101円減（伸び率△27．4％）となっているが、基幹である町税が対前年度比1,124万9,081円増（伸び率0.3％）、寄附金が対前年度比8,461万1,700円増（伸び率42.4％）、繰越金が対前年度比3,544万3,965円増（伸び率20.7％）となり、自主財源は対前年度比１億351万1,410円増（伸び率1.8％）、自主財源比率が対前年度比3.2ポイント増となっている。次に依存財源は、地方交付税が前年度比５億2,748万8，000円増（伸び率23.2％）、町債が対前年度比１億9,970万9，000円増（伸び率36.1％）となっているが、国庫支出金が対前年度比25億5,937万3,886円減（伸び率△32.2％）となり、依存財源は対前年度比16億9,769万3,639円減（伸び率△12.3％）、依存財源比率は対前年度比3.2ポイント減となっている。

　南風原町は、「福祉のまち」「子育てしやすいまち」として認知されている。一方、現実は非常に厳しい財政運営となっていることから、第三次財政健全化計画を着実に実行しつつ、町民への福祉サービスの向上を図るよう取り組まれたい。

　以上のように、厳しい財政状況が続く中、「南風原町まちづくり基本条例」の基本理念及び基本原則を意識したまちづくりと「南風原町第五次総合計画」の長期展望のまちづくり、平成30年度を初年度とした「第四次南風原町行政改革大綱」に基づく計画のもと、行政改革の進捗と主要施策の成果等に鑑み、安定した財源の確保及び新たな財源の創出に努め、限られた財源のなかで、引き続き、歳出の効率化・重点化を図り、健全な財政運営と行政改革を認識し、町政の更なる進展と町民福祉の向上増進に寄与されるよう、一層のご尽力を望むものである。

　次に、南風原町下水道事業会計決算審査意見について述べたいと思います。準拠基準は南風原町の監査基準、審査の種類は地方公営企業法第30条第２項の規定による決算審査、審査の対象は令和３年度南風原町下水道事業会計決算、審査の着眼点は全国町村監査委員協議会が定めた第三版監査必携、標準町村監査基準準則第22条別項第８決算審査の着眼点２公営企業会計等に準じた。審査の実施内容であります。審査は、決算及び決算附属書類が、地方公営企業法その他の関係法令等に基づいて作成されているか、これらの書類が当年度下水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、計数は正確であるかについて、会計諸帳簿及び証拠書類との照合を行い、関係職員から説明を徴取するなどの方法により実施した。併せて、事業の経営内容を把握するため計数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保の観点からも審査を実施した。審査の実施期間は、令和４年６月22日から令和４年７月27日までであります。審査の結果　決算の概要及び意見は、次のとおりである。

　業務の概要、業務の実績、それから予算の執行状況等について述べておりますが、省略したいと思います。以上で終わります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ただいま代表監査委員より、令和３年度南風原町歳入歳出決算審査意見書及び令和３年度南風原町下水道事業会計決算審査意見書についての説明が終わりました。代表監査委員に対する質疑に入ります。なお、代表監査委員に対する質疑は、監査委員から提出された意見書内にとどめるようお願いいたします。

　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。稻福代表監査委員、本日はありがとうございました。

　これから各部長の詳細の説明方法について申し述べます。まず説明方法は、昨年と同様決算調書資料を用いて説明をし、歳入については、節ごとに予算現額調定額が100万円以上の増減の差額がある節の差額理由、不納欠損額の主な処分理由、また収入未済額の原因となった主な理由についてであります。歳出については、節において不用額100万円以上、100万円未満であっても執行率が低い未執行など生じた主な理由を決算調書資料で説明します。決算調書資料で説明が不十分な箇所があれば決算書を用いて説明し、決算書の朗読説明は省略させていただきます。それでは各部長より所管に係る説明を求めます。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは総務部の説明に入る前に、説明は主にこのファイルですね、決算調書で、不用額を説明するときに決算書ですね、この２つの書類を使って説明いたしますので、ご準備をお願いいたします。それでは総務部各課に係る令和３年度南風原町一般会計歳入歳出決算状況について、決算書及び決算調書により説明いたします。

　総務課の決算状況から説明します。決算調書、総務課１ページをお願いいたします。収入未済額調べについて説明します。20款５項７目１節．雑入１件、調定額７万8,770円、収入未済額７万8,770円で、令和２年度の会計年度任用職員報酬の過払い分の給与返戻金となります。

　次に29ページをお願いいたします。歳入歳出決算調書における歳出の不用額調べをお願いいたします。歳出２款１項１目１節．報酬138万9,168円は、会計年度任用職員採用実績などによるものです。２款１項10目12節．委託料104万7,000円は、３月末までの不発弾処理の委託料を見込んでいましたが、実績がなかったことによるものです。２款３項１目３節．職員手当等109万1,711円、３款１項９目２節．給料156万19円、３款２項２目２節．給料116万1,824円、４款１項２目３節．職員手当等886万3,537円、10款４項１目２節．給料152万4,111円は、会計年度任用職員の採用及び時間外勤務の実績などによるものです。

　未執行について、決算書30ページをお願いいたします。２款１項10目３節．職員手当等は、休日における３月末までの不発弾処理の実績がなかったことによるものです。

　31ページをお願いします。２款１項11目７節．報償費及び11節．役務費は、３月20日に開催した町成人式における手話通訳者や、かすりの女王の派遣がなかったことによるものです。

　35ページをお願いいたします。２款４項２目７節．報償費及び11節．役務費は、明るい選挙推進協議会の選挙啓発に関する費用で、新型コロナウイルス感染症の影響により、ショッピングセンター等での選挙の啓発活動が実施できなかったことによるものです。また、２款４項８目８節．旅費は、町長選挙で採用した会計年度任用職員が徒歩通勤であり、交通費の支給がなかったことによるものです。

　次に企画財政課の決算状況について説明いたします。決算調書をお願いいたします。決算調書、企画財政課10ページ、歳入歳出決算における歳入の予算現額と調定額に100万円以上の差額調べをお願いいたします。９款２項１目１節．新型コロナウイルス感染症対策地方税現収補填特別交付金及び10款１項１目１節．地方交付税は、交付決定が３月のため、15款２項１目11節．沖縄振興特別推進交付金は、年度末まで事業が行われたことで、最終補正予算での対応ができなかったことによるものです。17款１項12目１節．ふるさと寄附金及び18款１項３目１節．繰入金は、実績によるものです。また、21款．町債は、実績及び繰越事業によるものです。

　11ページ、歳入歳出決算における歳出の不用額調べをお願いいたします。２款１項６目24節．積立金158万4,160円、８目12節．委託料2,209万317円及び13節．使用料及び賃借料622万5,255円は、ふるさと寄附金実績によるものです。

　未執行予算について、決算書32ページをお願いいたします。２款１項18目１節．報酬及び８節．旅費は、繰越事業によるものです。

　次に住民環境課の決算状況について説明いたします。決算調書、住民環境課７ページ、歳入歳出決算における歳入予算額と調定額に100万円以上の差額調べをお願いいたします。14款２項６目13節．社会保障税番号制度導入補助金153万9,000円は、個人番号カード発行に係る経費に対する補助金で、マイナポイント事業によりマイナンバーカード申請が増加し、最終補正予算での対応ができなかったことによるものです。20款５項２目１節．過年度収入207万5,812円及び６目１節．塵芥処理収入202万8,711円は、実績によるものです。

　８ページ、歳入歳出決算における歳出の不用額調べをお願いいたします。２款３項１目18節．負担金、補助及び交付金155万5,337円も、社会保障税番号制度導入補助金を地方公共団体情報システム機構に納めるもので、歳入で説明したことによるものです。

　未執行予算については、決算書45ページをお願いいたします。４款１項４目．環境衛生費、１節．報酬及び８節．旅費は、会計年度任用職員が採用できなかったことによるものです。

　46ページの19節．扶助費は、墓地埋葬等に関する法律に基づく葬祭費の費目存置の計上で、実績がなかったことによるものです。

　次に税務課の決算状況について説明いたします。決算調書、税務課の１ページをお願いいたします。収入未済額調べについて説明いたします。調定額合計43億7,326万6,601円、収入済額合計43億5,113万9,574円、現年度分徴収率99.7％、滞納繰越分57.7％、町全体の徴収率は99.5％で、対前年度0.1ポイントの増となり、令和３年度の市町村税収実績は、昨年度に引き続き県内１位となりました。町税における収入未済額合計は502件、2,209万9,799円で、対前年度比63件、335万1,725円、13.2ポイントの減となります。

　２ページの不納欠損処分調べをお願いいたします。不納欠損額の合計は、件数31件、83万561円となります。前年度と比較して件数62件、金額124万7,092円、60ポイントの減となります。

　11ページの歳入歳出決算における歳入の予算現額と調定額に100万円以上の差額調べをお願いいたします。町税の１款１項１目．町民税と２項１目．固定資産税の現年度課税分は、予算最終補正で直近の調定額に補正しましたが、その後、さらに調定額が伸びたことによるものです。滞納繰越分については、調定額に徴収見込み率を乗じて予算計上したことによる差額となります。歳出の100万円以上の不用額及び未執行予算についてはありません。また、固定資産税土地の住宅用地特例の適用誤りについては、令和４年第１回定例会で報告したとおり、町内全宅地１万1,130筆中、還付対象は198筆、本税還付額4,594万7,000円、還付加算金1,617万9,000円で、総額6,212万6,000円で完了したことを改めて報告いたします。今後は調査点検を強化し、再発防止に努めてまいります。以上が総務部に係る令和３年度一般会計決算の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前11時03分）

再開（午前11時13分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　民生部長。

**○民生部長　知念　功君**　それでは民生部各課に係る令和３年度一般会計歳入歳出決算状況についてご説明いたします。

　まず決算調書、こども課に係る決算状況についてでございます。決算調書、こども課１ページをお願いします。収入未済額についてでございます。まず12款の保育料及び主食費・副食費は30件、182万3,380円で、徴収率は98.78％、対前年度比で0.04ポイントの減となっています。13款．幼稚園保育料につきましては、現年度分は幼児教育保育の無償化によってございません。滞納繰越分のみで３件、７万6,800円、徴収率は35.87％、対前年度比で32.3ポイントの減となっています。預かり保育料については８件、18万4,950円、徴収率は86.63％で、対前年度比1.89ポイントの増となっています。滞納の理由といたしましては、経済的理由が主であります。引き続き収納対策を強化し、収入未済額の縮減に努めてまいります。

　次のページをお願いします。保育料及び主食費について、生活困窮等により30件、36万2,500円の不納欠損処分を行いました。

　次に歳入歳出決算における歳入の予算現額と調定額の差額と歳出の不用額調べについてでございます。まず歳入について、81ページをお願いします。保育料及び主食費の差額612万8,360円と預かり保育料の差額126万3,362円は、実績額が予算額を下回ったためであります。

　82ページをお願いします。児童手当国庫負担金と児童福祉費補助金、84ページの保育所運営費負担金、児童福祉費補助金については、それぞれ交付決定や実績報告が３月中旬から４月のため、最終補正に間に合わないことなどによるものであります。

　83ページの臨時特別給付金については、令和４年度へ明許繰越で翌年度での精算となります。

　次に85ページから89ページの歳出の各目ごとの節において100万円以上の不用額については、それぞれ個別の事業において実績報告が４月のため最終補正に間に合わず、実績による差額が主な要因となります。こども課において未執行予算はございませんでした。

　引き続き、国保年金課に係る決算状況についてご説明いたします。国保年金課15ページをお願いします。予算額と調定額の100万円以上の差額については４件ございます。未熟児養育医療費国庫負担金及び県負担金の２件については、実績確定が最終補正に間に合わないこと。それから新型コロナウイルスワクチン接種対策費及び接種体制確保事業の２件につきましては、令和４年度へ繰越しとなり、翌年度で精算となります。次に歳出の100万円以上の不用額については10件ございます。それぞれ請求や実績の確定が最終補正に間に合わないこと。それから新型コロナウイルスワクチン接種関係では繰越して事業を継続することから、最終補正時点での見通しが困難であったため、補正を控えたことによるものであります。

　未執行予算については１件ございます。決算書の46ページをお願いします。４款１項６目．保健対策推進費、７節．報償費２万5,000円については、新型コロナウイルス感染症の影響で健康づくり推進協議会の開催を見合わせたことによるものです。

　次に保健福祉課に係る決算状況についてご説明いたします。調書の１ページをお願いします。まず、収入未済額調べについてでございます。20款５項２目の過年度収入で軽度生活援助利用収入が２件、240円、職の自立支援サービス事業で１件、６万7,400円、その次の７目．雑入の軽度生活支援利用分で54件、6,480円ありました。引き続き納付誓約の遵守等で滞納額の縮減に努めてまいります。

　次に13ページをお願いします。予算額と調定額の差額についてでございます。20款５項７目１節．雑入の保健福祉課分で包括的支援事業受託金551万9,471円、介護予防受託金555万4,444円、介護予防支援費マイナス110万350円の差額につきましては、事業の実績報告が４月となるため、最終補正に間に合わないことによるものでございます。次のページをお願いします。歳出においての100万円以上の不用額については５件ございます。それぞれ新型コロナウイルス感染症の影響で実施できない期間の発生や、３月末までの実績に伴い支出があるため、補正を控えたこと等によるものでございます。保健福祉課において未執行予算はございませんでした。以上で民生部に係る令和３年度決算の概要説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　経済建設部長。

**○経済建設部長　金城克彦君**　それでは、経済建設部各課に係る令和３年度一般会計歳入歳出決算について、決算書と決算調書により説明いたします。

　まず初めに、まちづくり振興課の決算状況から説明いたします。歳入で収入未済額、予算現額と調定額の増減額100万円以上の差はございません。歳出で100万円以上の不用額もなく、未執行予算についてもありません。

　次に都市整備課の決算状況について説明いたします。歳入の歳入未済額については、繰越明許以外にはなく、予算現額と調定額の増減額100万円以上の差もございません。歳出で100万円以上の不用額もなく、未執行予算についてもありません。

　次に産業振興課の決算状況について説明いたします。歳入で歳入未済額、予算現額と調定額の増減額100万円以上の差についてはございません。歳出の100万円以上の不用額については、決算書51ページ、そしてこちらの決算調書、産業振興課の12ページをお開きください。読み上げます。商工費、７款１項１目12節．委託料118万3,413円は、実績報告及び実施期間が３月までであり、最終補正に間に合わなかったことによるものです。７款１項１目18節．負担金、補助及び交付金1,610万5,853円は、コロナ関連事業で実績報告が３月であり、最終補正に間に合わなかったことによるものです。７款１項２目12節．委託料672万2,620円についても実績報告が３月であり、最終補正に間に合わなかったことによるものです。なお、未執行予算はございません。以上が経済建設部に係る概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育部長。

**○教育部長　与那嶺秀勝君**　それでは教育部各課に係る令和３年度南風原町一般会計歳入歳出決算状況について決算書及び決算調書より説明します。

　教育総務課の決算状況から説明します。決算調書、教育総務課１ページをお願いします。前回監査の指摘事項で収入未済額に長期間動きがないものがあるので、滞納処分等関係法令の調査検討、債権の適切な管理及び処分について努められたいと指摘がありました。令和３年度は学校給食費徴収条例を制定し、徴収困難だった行方不明者や貧困世帯等を不納欠損処分することが可能となり、支払い能力のある滞納者へ、より一層集中して徴収業務を行うことができます。今後も滞納者個々の実態把握による徴収強化と債権回収に取り組んでまいります。

　次に決算調書２ページをお願いします。収入未済額について説明します。20款５項３目．学校給食収入、１節．現年分162件、431万6,754円の収入未済額、２節．滞納繰越分1,115件、2,533万9,883円の収入未済額となりました。還付未済額については、現年分356件、86万9,374円となっています。これは還付する口座の調査等に時間を要したことによる還付未済となりました。

　次に決算調書３ページをお願いします。不納欠損処分調べについて説明します。不納欠損額の合計は620件、3,140万3,710円となります。令和３年度より学校給食費徴収条例の制定により、学校給食負担者の行方不明、消滅時効の完成等の理由により不納欠損処分を行いました。

　次に決算調書22ページをお願いします。歳入の各目ごとの節において、予算現額と調定額の100万円以上の差額調べについて説明いたします。20款５項３目．学校給食収入、１節．現年分279万1,018円の差額は、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言等により、臨時休校や分散登校、登園自粛などを余儀なくされた園児、児童生徒の給食費を減額したことによるものです。２節．滞納繰越分5,494万6,554円の差額は、予算計上において収納率から令和２年度滞納繰越分を60％、令和元年度以前滞納繰越分を10％で見込んだ計上を行ったことによるものです。

　次に決算調書23ページをお願いします。歳出の各目ごとの節において100万円以上の不用額は、10款６項１目．保健体育総務費、１節．報酬103万1,628円の不用はスポーツ推進員報酬で、総会や研修がコロナウイルス感染症の緊急事態等により中止になったための残額と、黄金森公園陸上競技場の会計年度任用職員の採用ができなかったための残額によるものです。次に１目．保健体育総務費、17節．備品購入費107万2,100円の不用は、入札残によるものです。次に６款３目．学校給食賄い費、10節．需用費215万6,837円の不用は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小中学校臨時休校、分散登校、登園自粛による欠食が生じたことによるものです。

　次に未執行予算について説明します。決算書の57ページをお願いいたします。10款１項１目．教育委員会費、９節．交際費と、決算書58ページの10款１項２目．事務局費、９節．交際費は、沖縄県や島尻郡の総会や研修がコロナウイルス感染症の緊急事態等により、オンライン開催や書面決議等に変更となったことによるものです。

　次に決算書66ページをお願いします。10款６項１目．保健体育総務費、７節．報償費は、予定していた各種スポーツ大会がコロナウイルス感染症の緊急事態等により中止となったことによるものです。

　次に学校教育課の決算状況について説明します。決算調書をお願いします。決算調書、学校教育課22ページをお願いします。歳入歳出決算における歳出の不用額調べについて説明します。歳出の各目ごとの節において100万円以上の不用額は、10款２項．小学校費、１目．学校管理費、１節．報酬160万3,040円は、特別支援教育支援員配置事業において会計年度任用職員を募集しましたが、採用できなかったことによるものです。次に１目．学校管理費、10節．需用費170万822円は、主に各小学校の消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、飼料費等の執行残によるものです。次に１目．学校管理費、12節．委託料105万8,476円は、主に各小学校の健康診断委託料、給水設備や貯水槽などの施設管理委託料等の入札残及び執行残によるものです。次に２目．教育振興費、12節．委託料120万3,333円は、主に繰越分で、ＧＩＧＡスクールサポーターの入札残等によるものです。次に３項．中学校費、１目．学校管理費、10節．需用費104万9,412円は、主に各中学校の消耗品費、燃料費、光熱水費、医薬材料費等の執行残によるものです。次に４項．幼稚園費、１目．幼稚園費、１節．報酬167万3,560円は、特別支援教育支援員配置事業と預かり保育事業において、会計年度任用職員が採用できなかったことによるものです。次に１目．幼稚園費、２節．給料152万4,111円は、主に幼稚園教諭の会計年度任用職員が採用できなかったことによるものです。学校教育課の未執行予算についてはございません。

　次に生涯学習文化課の決算状況について説明します。収入未済額及び歳入歳出決算における歳入の予算現額と調定額の100万円以上の差額、歳出の100万円以上の不用額はありませんでした。

　未執行予算について説明します。決算書63ページをお願いします。10款５項２目．公民館費、15節．原材料費の不用は、公民館事業において軽微な修繕等がなかったことによるものです。なお、教育部各課に該当する歳入予算現額と調定額の増減額の100万円以上の差と、100万円以上の不用額があるものや未執行予算については、性質上やむを得ない理由のあるものを除き、予算執行状況の確認を行っていれば最終補正で対応できたものがありました。それについて、事務改善に努めてまいります。以上で令和３年度教育部に係る決算の概要説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　議会事務局長。

**○議会事務局長　新垣圭一君**　それでは議会事務局及び監査委員事務局における決算についてご説明いたします。

　決算調書は、27ページに議会費、36ページの監査委員費がありますので、お目通しをお願いいたします。決算調書については、令和３年度の議会事務局及び監査委員事務局の歳入の節における予算現額と調定額の差が100万円以上、また歳出における100万円以上の不用額は、いずれも該当する項目はございませんでした。以上が議会事務局及び監査委員事務局、決算の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　各部長からの所管に係る説明が終わりました。

　これから認定第１号について質疑に入りますが、質疑は歳入の部と歳出及び財産に関する調書の部に区分して行い、関連のある質疑はどちらか一方で質疑をお願いします。認定第１号については、委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な部分にとどめ、詳細については委員会でお願いいたします。まず、歳入の部の質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって歳入の部の質疑を終わります。次に歳出及び財産に関する調書の部の質疑に入ります。質疑はありませんか。13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　それでは質問しますけれども、調書と主要施策に関する報告書を分けて、ページを追って質問をしていきたいと思います。また、議長からありましたように、委員会付託を予定していますので、委員会で答えられる部分はそちらのほうで答えると、その旨をお伝えいただければ結構ですので、よろしくお願いします。

　それでは所管以外のところで質問していきたいと思います。まず調書の都市整備課、決算調書２ページです。８款４項２目の公園遊具点検ですけれども、これの成果について、数字で分かればお知らせいただきたいと思います。

　次に同じく都市整備課の３ページです。真ん中あたりのナンバー19と20の損害賠償事件ですけれども、こちらについては宮平学校線の事件でよろしかったでしょうか。その確認です。

　次に同じく都市整備課の10ページ、こちらも和解金ですけれども、これも同じく宮平学校線の件でよろしいかどうか、確認です。

　次に産業振興課に行きたいと思います。２ページのほうです。こちらは委託契約ですけれども、ナンバー４、地域ブランド構築展開ですね。これも成果の報告にもありますけれども、改めてその状況と成果ですね。特に私は以前から経済効果ですとか、その売上高の推移ですとか、そういった金額に関する部分を求めておりますけれども、そのあたりについてお知らせいただきたいと思います。

　同じく２ページのテレワーク人材育成事業、そして３ページのしまじまガイド事業についてもお知らせいただきたいと思います。

　次に教育総務課をお願いします。教育総務課の決算調書３ページです。不納欠損ですけれども、先ほどもご説明いただきましたが、条例制定によって不納欠損をやっているわけですけれども、この対象者の状況ですね。対象者をある程度できたのか。それとも半分ぐらいだったとか、その辺の処理状況ですね。これは非常に長年にわたっての懸案事項でしたので、その辺の説明をお願いしたいと思います。

　同じく教育総務課の７ページ、委託契約でナンバー２、３、小学校、幼稚園の遊具点検ですけれども、こちらも数量等を含めて、ご説明をいただきたいと思います。

　同じく教育総務課の20ページ、負担金ですけれども、南風原町体育協会、こちらについても以前私も委員会の中で、コロナ禍でいろんな事業ができない中で派遣先への支払いとか、そういったのが主になっているという指摘をさせていただきましたが、そのあたりの派遣先の総会資料、当然当町の総会資料の中でそういったのが分かるというふうに思いますが、この運営の見直しについてどのように検討されたのか、お答えいただきたいと思います。

　続けて、学校教育課をお願いします。調書の３ページであります。債務負担行為で校務支援システムですけれども、こちらについても以前から仕事が手書きと入力の二重になっていないかとか、また広域での導入ですので、その学校間で統一されたのかどうか。これはまた新たなシステムへの移行がたしか予定されていると思いますので、そのあたりの運用状況について教えていただきたいと思います。

　続けて学校教育課、決算調書の５ページであります。委託契約です。ナンバー５、６、７に学力とかテストの委託がございますが、これも以前、この委託の内容によって教職員の先生が採点をしたりとか、そういったことが負担になっているというような事件がありましたけれども、今回の委託契約ではどうなっているのか、そのあたりを教えてください。

　次に生涯学習文化課をお願いします。調書の７ページです。負担金、補助金ですけれども、この中で女性連合会と青年連合会の補助金が交付予定額より減らされています。これはなぜなのかお答えください。

　次に成果に関する報告書のほうに行きたいと思います。成果に関する報告書で、まずは21ページ、陸軍病院壕公開活用事業について、これは生涯学習文化課ですけれども、報告の内容は記載されていますが、私も前回の一般質問だったかと思いますが、この壕の中の換気ができないという環境の中で、設備や、また状況の変化によって、除菌とかいろいろ取り組めないかというような提案もさせていただきました。昨年度はできなかったわけですけれども、その必要性について、決算を見てどう考えるか、お答えください。

　次に28ページです。こちらは学校教育課ですけれども、幼稚園の預かり保育です。予算の中でもありますけれども、ここの予算と決算額で先ほどの不納ではなくて、予算、調定で落としている部分はありますけれども、結果としてはずっと採用に至っていない。人数の状況も改善したのか、改善していないのか。足りない人数が何人だったのが何人になって、何人はできたのか。そのあたり、数の部分と、現在もたしか合同保育も続けられていると思いますので、そのあたりの状況について教えてください。

　次に成果の報告108ページです。これは先ほども質問しました地域ブランド構築の効果について、数字で表せる部分をお願いしたいと思います。

　次に113ページをお願いします。はえるんの活用についてですけれども、このはえるん、非常にキャラクターとして定着をして、いろんなところで非常に多岐にわたる活動をされているんですけど、ここで聞いていいか分からないんですけど、そもそも誰がやっているのか。運用の仕方ですね。そういったもの、運用の状況、運用の内容について教えていただきたい。趣旨としては、その件数とか、多分祝日なんか時間外とかいろいろあると思いますから、委託も含めて考えていくのか。委託先とかがどこにも出てこないので、職員とか臨時職員なのかなとも思いますけど、運用の仕方についてどう考えるのか教えていただきたい。

　次に114ページです。これは学校教育課ですね。黄金森公園スポーツ関係ですけれども、黄金森公園の利用で、キャンプとかいろいろ分かるんですけれども、ここでは総括的に合宿云々とか書いていますけど、そもそも何件ぐらい来ていて、どれぐらい利用日数があって、さらに他市町村では陸上競技場を含めたスポーツ施設を見るときに、稼働率とか、そして運用によって得られる収入とか、そういったのがよく聞かれるわけです。ですからそのあたり、数字で見える部分を少しお知らせいただきたいなと思います。

　次に115ページ、これは産業振興課、絣組合の状況ですけれども、こちらについても次のページも含めて生産高、事業内容を書いていますけれども、ここから見える課題、そして組合の皆さんが考えているこれからの展開、これまでは後継者育成ということなんですけど、その数字はあるけれども離職者の数が以前指摘をされたんですね。定着率とか、そういったのを。離職者の数もないものですから、本当にその人づくりが課題なのか。それとも販路の問題はないのか。売上高はありますけど、やっぱり問屋が一個増えるだけでも相当売上高が変わると思うんですね。そういった運用の課題について教えてください。

　次に120ページをお願いします。こちらはまちづくり振興課ですけれども、すぐやる班の取組です。後ろの126ページには道路の関係がありますけど、その公園と道路ですね。そのすぐやる班の取組状況について、公園では以前指摘した遊具ですとか、設備の目視点検を含めて、それの整備について書かれています。そういった状況について、この修繕状況というのは書かれているんですけど、件数とか稼働時間とか、あとは延べ人数とか、そういったのがもし……、今すぐ本会議ですのでなければ状況に補足をして、説明できるのがあれば教えていただきたい。

　次に123ページです。こちらもまちづくり振興課ですけれども、橋梁点検ですね。これは今回の令和３年度の29橋の点検を受けて、その後、長寿命化の計画が来年出るんですけど、点検の結果、危ないところはなかったのかどうか。そのあたり、計画で出てくるんだとは思いますけれども、まず点検の結果について教えていただきたいと思います。

　次に128ページです。都市整備課ですけれども、町道10号線です。10号線の進捗について、少しこれでは弱いなと思いますので、進捗について報告をお願いします。以上、調書と成果に関する報告書で分けて質問しましたけれども、順を追って、ちょっと多岐にわたりますので、どの資料の説明をしているというのを踏まえてご説明いただければと思います。よろしくお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　答弁は午後からにしましょうか。長いので一旦休憩して、午後１時から進めたいと思います。

　休憩します。

休憩（午前11時50分）

再開（午後０時56分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　都市整備課長。

**○都市整備課長　桃原　健君**　仁士議員の質疑にお答えいたします。決算調書の２ページ、遊具点検の件ですが、全体で70遊具あります。４遊具が修繕対象となり、全部修繕は終わっております。

　引き続き、調書の３ページと10ページに関しては、議員がおっしゃるとおりです。

　成果に関する報告の128ページ、金額ベースで令和３年度末、51％完了しております。用地として70％、工事として18％となっております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　産業振興課長。

**○産業振興課長　松本仁志君**　それでは産業振興課に係る部分について答弁いたします。

　決算調書、産業振興課２ページをお開きください。こちらのナンバー４、南風原町地域ブランド構築展開プロジェクト業務委託についてですが、併せて成果の報告書108ページ、109ページもお開きください。こちらのほう、令和３年度に新たに９商品を認定しております。そして、ご質疑にありました販売金額等、状況のほうなんですけれども、令和２年度と令和３年度を比較して、これは金額じゃなくて販売個数で実績が出されております。令和２年度と令和３年度を比較した場合に、対前年度から増えているものが19品中10品ですね。令和元年、令和２年、令和３年と連続して増えている品のほうが、そのうち７品となっております。

　次に決算調書２ページ、ナンバー７、南風原町テレワーク人材育成事業業務委託のほうですが、こちらのほう、目的のほうがコロナ交付金を活用したもので、自宅にいながら仕事を請け負うテレワーク業務に従事する人材の育成、その業務のあっせん等を行うことにより、町民の新たな収入源確保につなげる業務となっております。実際にやられた町民の方が計52名となっております。研修等を終わってテレワーク業務のあっせんを受けて、事業終了後に受講された方のうち、今後もテレワークを続けていきたいという方の割合が94.4％となっております。

　次に決算調書３ページ、ナンバー１、しまじまガイド事業委託のほうなんですけれども、こちらのほうは新規ガイドの養成、こちらのほうは目標２名としておりましたが、２名が養成されております。しまじまガイドの開催のほうなんですけれども、12回目標にしていたのを11回開催しております。その事業参加者のほうなんですけれども、当初1,700名を目標としておりましたが、実際やはりコロナの影響等がありまして、149名の方が参加されております。

　次に成果に関する報告書の113ページをお願いします。こちらのほう、観光ＰＲ促進事業となっております。ご質問にありました運用のほうなんですけれども、出動依頼を受けまして、活動するまで産業振興課のほうで行っております。実際は会計年度任用職員２名が行っております。出動件数のほうなんですけれども、令和３年度が43回、令和２年度が58回となっております。こちらのほうもやはりコロナの影響を受けましてイベント等が減っているのと、どうしても保育所、幼稚園から、特にいろんな会とかで呼ばれたりしていたのが、なかなか依頼がなかったことによる減になっております。ただそんな中、彼女たちも工夫して与那原町や八重瀬町のマスコットキャラクターと一緒に勝負対決というんですかね、そういったのをＳＮＳでアップしたりして、そういった方法でまた新たなファンの獲得といいますか、自分たちのＰＲを積極的に今実施しているような状況です。休日なり夜間なり、出動があったりして、委託とかも検討したことがあるのかというようなご質疑だったと思うんですけど、委託に関してはこれまで検討したことはございません。彼女たちは、採用するときにやはり休日の出勤もあります、夜間の出勤もありますよということで説明した上で採用していて、きちんと調整して対応しているような状況です。また、八重瀬町とか与那原町も委託とかではなくて、そのような体制でやっていると確認しております。

　次に成果の報告書115ページをお開きください。こちらのほうは後継者育成として、令和３年度であれば修了者が11名で、その方たち11名従事したということで、ただ、全体的にどういった状況になっているのかというご質疑だったと思うんですけれども、全体的な従事者ですね、令和元年が162人、令和２年が166人、令和３年度が164人となっております。現在の課題といいますか、そういった部分で絣組合が重点項目として設定しているのが、需要開拓宣伝販売の活動強化、本土織物問屋との協力による販路拡大、そして後継者育成となっております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　仲里　明君**　それでは、まちづくり振興課に関係するものをお答えいたします。

　まちづくり振興課については、令和３年度の主要施策の成果に関する報告書120ページと123ページ、126ページに関することを説明いたします。まず120ページをお開きください。これは公園の維持管理関係に要する予算の決算になりますけれども、まず公園については、公園の遊具等の日常点検については月に１回実施していまして、年に12回の点検を行っているところでございます。それと併せて業務の法定点検として、有資格者で年に１回点検をしております。それと公園の件数についてですけれども、全て維持管理のうちの職員もおりますので、合わせて279件の修繕を行っております。主なものとしましては、公園の詰まりの修繕、それから遊具の修繕、それからトイレの窓の修繕等があります。体制については、公園は８名体制で修繕作業に当たっております。

　続きまして123ページ、道路維持費関係ですけれども、こちら道路については、常時、毎日ほぼ巡回しておりまして、その都度、職員においては道路の小さな穴の処理を行っているのが現状でございます。それから件数としましてはかなり多いんですけれども、全体的に行きますと884件の修繕作業がございます。主なものとしましては、町道の側溝清掃、汚泥の処理とか、あとは側溝の修繕、それから安全柵の設置等がございます。そちらの人数としては、６名体制で修繕を行っております。

　すみません、先ほど126ページのことを言っていましたね。申し訳ありません。123ページ、橋梁長寿命化点検事業に関する結果はどうなっているかというふうなご質疑だったと思いますが、まず29橋のうち処置を行う橋については２橋ございます。以上でございます。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育総務課長。

**○教育総務課長　比嘉純子さん**　教育総務課についてのご質問にお答えいたします。

　決算調書３ページになります。不納欠損処分調べのほうをご覧ください。令和３年度の滞納については、平成９年度から令和２年度分、1,332件ございました。今回平成28年から平成29年について調査をしております。調査のほうはまだ半分程度ですので、引き続き令和４年度も調査を行ってまいりたいと思います。

　次、決算調書７ページの２番、３番の幼稚園・小学校の遊具点検委託業務の遊具点検の数量についてです。幼稚園のほうが29基、小学校のほうが41基、合計70基の点検を行っております。

　続きまして、決算調書の20ページをお開きください。負担金、補助、交付金調べの町体協補助金についてです。本年度の体協の補助金のほうは960万6,000円のうち、島尻体協への負担金は513万3,000円です。令和２年度、体協の大会はコロナのため開催していなかったんですけど、島尻体協への令和２年度分担金731万9,000円を支払っております。令和３年度に相殺しているので、令和３年度の分担金のほうが513万3,000円になります。運営のほうなんですけれども、513万3,000円のほうは、島尻体協のほうの内訳には大会費の計上等はなくて、人件費等の維持費のほうと、あと離島への積立金の内容になっておりました。

　成果の報告の114ページをお開きください。キャンプや合宿での利用の状況についてです。12団体が今回キャンプ・合宿を行っております。延べ人数が1,816人、日数にすると92日間になります。今後成果の報告に関しましても、仁士議員からありましたように、ちょっと分かりやすく掲載していけるように努力いたします。独自の稼働率等は取っておりませんので、今後検討していきたいと思います。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　お答えいたします。まず初めに、決算調書の３ページをお開きください。学校教育課の３ページをお開きください。校務支援システムについてお答えいたします。まず、手書きとか転記とかといった作業があるかということなんですが、導入当初はございましたが、バージョンアップやカスタマイズ等でこちらは対応済みとなっております。さらに、今後今年度で一旦使用が終了いたしますが、次年度以降の利用につきましても、島尻地区の近隣市町村で統一したシステムの選定を行って、決定してございます。今後の状況につきましては、各市町村で予算確保、入札を行っていくこととなっておりますが、南風原町に関しましては６月議会で予算計上しておりまして、令和５年度４月稼働に向けて、今入札準備を行っているところでございます。

　続きまして、決算調書５ページをお開きください。５ページのナンバー５、６、７の標準学力調査等の委託料でございますが、委託料の中に採点等も含まれておりますので、先生方がこの採点作業等を行うということはございません。

　続きまして、成果の報告の28ページをお開きください。幼稚園に係る経費のほうです。幼稚園預かり保育事業につきまして、幼稚園の預かり保育担当の会計年度任用職員の退職により、10月から３月の間、２名採用できない時期がございました。採用できない間につきましては、週休代替の職員や保育補助ですね、資格なしの方を２名採用するなどして対応を行いました。

　続きまして、預かり保育につきましては、令和３年度も合同で実施をしてございます。以上となります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　生涯学習文化課長。

**○生涯学習文化課長　野原　学君**　それでは生涯学習文化課分をお答えいたします。

　まず決算調書、生涯学習文化課の７ページ、負担金、補助金の女性連合会並びに青年連合会の本年度交付額が、令和３年度交付額が前年度より減っているというところですが、これについては令和２年度からの実績、それから令和３年度の実績を踏まえての交付となっております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後１時18分）

再開（午後１時18分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　生涯学習文化課長。

**○生涯学習文化課長　野原　学君**

　続きまして、成果に関する報告書21ページをお願いいたします。陸軍病院壕公開事業、20号壕の安全対策についてでありますが、議員の６月の一般質問でもございましたように、安全性の必要性は認識しております。今現在、空気清浄機の見積もりを取るなどして調査を進めております。以上でございます。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　多岐にわたり、ありがとうございました。ちょっと再質問のほうも再度、ページを追っていきたいと思います。

　まず、調書の都市整備課の２ページ、ナンバー14、公園遊具ですね。遊具の数で約70基、そのうち４基が修繕済みということで確認をいたしました。少し数字も、公園といってもたくさんありますから、多分何公園で何基でどれぐらいとか、あと、多分これは予算のときになると思いますけれども、これから修繕するもの、撤去するものとか、新設とか、そういったのもあると思いますので、少しこのあたりも成果で追加していただけたら分かりやすいなというふうにお願いしたいと思います。答弁は必要ありません。

　次に同じく都市整備課の３ページと10ページの件については確認でしたので、学校線の裁判の件ということで確認をさせていただきました。

　次に産業振興課です。産業振興課の２ページ、成果の報告では108ページにある地域ブランドですけれども、これは昨年も私も指摘をして、できるだけその経済効果についても把握をしてくださいということで、昨年に比べればその品目とか、販売個数とか、そういったのを今把握していただいているということなんですけれども、そういったのも是非盛り込むか、また委員会の中で説明いただくか。趣旨としては、やはりこれだけの金額をかけて支援をしているわけですね。それが本当にその町内の事業者の皆さんのためになっているというのを数字で表したいという趣旨ですので、そのあたり、また委員会でも説明に工夫をしていただきたいなというふうにお願いを申し上げます。

　テレワークとしまじまガイドについても同様の趣旨ですので、説明のほうを是非工夫していただきたいとお願い申し上げます。

　次に教育総務課、調書の３ページです。こちらについては、新たな取組で半分程度は調査をしたということで、スピーディーな対応だと思います。これは条例制定したことによって展開していることですので、まずはこれを整理する。それがさらなる徴税業務の円滑化につながると思いますので、引き続き努力のほうをお願いしたいと。でも、まずはこれだけの件数を、半分を終わらせたというのは前進だというふうに理解します。答弁は結構です。

　次に教育総務課の７ページ、遊具点検ですね。小学校が41基、幼稚園が29基というふうに報告いただきましたけれども、全部使えるのか。少し状況。私の子どもは翔南幼稚園ですけれども、使えない遊具もあるのかなというふうに思っていますので、そのあたり、少し補足をしていただければというふうに思います。委員会でやるなら委員会でも構いません。状況を少し教えてください。

　次に20ページですね、同じく教育総務課。体育協会ですけれども、確かに昨年、次年度相殺するというのを確認していますが、相殺されたとは言っても、やはりこの500万円余り、単純に言うと相殺されたからそれだけですけれども、予算の６割とか７割がその島尻体協という状況を踏まえて、私が以前指摘したのは、この島尻体協の運営の在り方、役員体制、その人件費というのは専従職員がいるわけですよね。ですから、そういうのは大きな運営に関わりますので、やはり体制についても議論すべきじゃないかと。これは私、八重瀬町からもいろいろ提案を、町の方からも提案をいただいているところですけれども、みんなで検討すべきじゃないかというような問題提起ですので、その辺、検討状況について、再度あれば教えていただきたいと思います。

　次に学校教育課の調書の３ページです。校務支援システムについては、是非職員の方々の負担が減ったと。そして、これからもどう改善することによって、やっぱりその業務の負担を減らしていくかと。職員の負担が減るということは、子どもに向き合う時間が増えるという理解ですので、引き続きお願いをしたいと思います。

　同じく５ページの学力調査については確認でしたので、了解をしました。

　次に生涯学習文化課の７ページです。女性連合会と青年連合会ですけれども、これはたしか去年も私、委員会で指摘したような気がするんですよ。当然、コロナで活動実績が減っているというのは分かるんだけれども、前もって補助金確定をしているのに、行政がチェックして「あんたなんかやっていないから減らそうね」というふうに見えるわけですよ。こういうことを、これはほかの委員からもたしか去年もあったと思うんですけど、お金あげているから、やった分しかあげないよというふうに見えるんですよね。だから、この趣旨の補助金というのは、この町内の各種団体に対してですよ。やっぱりまちづくり、人材育成、いろんなことに寄与するために頑張っていただくと。自分たちの裁量でやっていただくと。そういう趣旨の補助金だというふうに思うんだけど、これを行政が、「皆さんできてないから、この分はあげないよ」と。「返してね」と、こういうふうにちょっと僕は見えるものだから、そういうのはいいのかなというのが疑問なんですよ。これは見解についてどう考えるのか、ちょっと再度、これは答弁をお願いします。

　次に成果の報告で行きたいと思います。成果の報告の21ページ、陸軍病院壕については、引き続きいろんな検討をしていただきたいと思います。

　次に成果の報告の28ページですね。預かり保育ですけれども、これについても、今10月から３月に欠員が出たと。これは以前指摘した後から、年間を通して横断幕で募集したりとか、いろんな努力をされているのは理解できますけれども、ただ、結果として、毎年欠員は出るんですよ。結果はですよ。努力はもちろん認めます。ただ、毎年そういう状況がある。そして合同保育も解消すべきだと。担任の正職員化もすべきだと。これは毎年僕、意見つけていますよ。ただ、結果は伴っていない。残念ながら。努力は認めます。ですからそれについて是非とも、これは委員会の中で指摘もしましたけど、正職員配置の問題じゃないかと。正職員も含めて預かりを考えるべきじゃないかと。そういうことですので、それについてこの決算から、皆さん、結果的に足りなかったよで終わるのか。やっぱり今後の展開を考えるのか。これは毎年毎年指摘していますから、やっぱりその方向性は決算から出してほしい。そのように思いますので、これは再度方向性だけでもお願いしたいと思います。

　次に108ページです。成果の報告ですね。こちらは産業振興課の、先ほどのはえばる良品を含めた事業ですので、見せ方、見え方を工夫してもらいたいと思います。

　次に113ページです。はえるんの運用ですけれども、課長の気持ちは非常に分かる気がしますし、実際、前の前に頑張ってくれている職員がいるわけですよね。だから非常に頑張っていただいているという、認識は一緒です。ただ、この業務と内容、そういうのを考えたときに、本当にこの直接雇用がいいものなのか。これを例えば観光協会だったり、例えば地域のプランナーというか、かつては民間でかぼっちゃマンが運営されていたりとか、いろんなことがありました。ですから、今いる職員を大事にするというのはとてもいいことですけど、この運用についてやっぱりその議論とか検討はしたほうがいいんじゃないかなというふうに私は思っているものですから、そのあたりは少し検討の余地がないか、再度お答えいただきたいと思います。

　次に114ページです。黄金森公園12団体、延べ1,816人、92日間。数字で見ると、やはり具体的にイメージが湧きますので、この表記の仕方、また町民の皆さんへの説明にやっぱり説得力が必要だという観点ですので、工夫をお願いしたいと思います。

　次に115ページと116ページ、絣関係ですけれども、数字の件は確認しました。正直なところ、育成をしなければ間に合わないというような状況もあるのかなと思いますけど、一方で、課長から答弁があった絣組合の方針の中で、やはり販路とか需要というのは柱の１、２、３つのうちの２つを占めるわけですね。ですからそういった部分も、これまで事業を入れたりいろいろ企画してきましたけれども、共通認識として、できることを一緒に支えていただきたいなとお願いを申し上げます。今ある事業だけじゃなくて、その需要と販路、これについても以前も事業がたしかありましたよね。販路についてもですね。引き続きお願いしたいと思います。

　次に120ページと126ページのすぐやる班の体制についても確認をさせていただきました。本当に多岐にわたって道路、公園、いろんな作業、細かいところ、目に見えないところがあると思います。是非ともその町民の皆さんの声と、また私たちもその間のつなぎ役として今やっていますので、引き続きの取組をやはり見えるように報告していただきたいなというふうにお願いをします。

　次に123ページです。橋梁の点検ですが、２つの橋が修繕と。これも長寿命化でその改修とか方向性についても出てくるというふうに理解をしますけれども、それでいいのか。現段階で聞いたところ、１か所は聞きましたけれども、２橋あるということですので、安全性の観点から今後どう進めるかということを少し補足していただきたいと思います。

　次に128ページの町道10号線については、進捗を先ほど答弁いただきました。これもできれば記載の方法を加えていただければ。以前は何かあったような記憶もあるんですけど、委員会の中で見たのか分かりませんが、引き続きお願いします。以上、少し答弁が必要なところは再度お願いしたいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　仲里　明君**　お答えいたします。成果の報告の123ページ、長寿命化点検事業の中の、今後どうするのかというご質問だったかと思いますが、今２橋ございますが、今後は令和４年度に修繕計画を立て、業務を発注しております。それでその中である程度、修繕に向けての箇所について出てくるわけですけれども、これを基に次年度以降、詳細の設計をしまして、これに基づいて更新するのか、修繕で対応できるのかというふうなものも詳細設計の中で出てくると。その後にその対策については実施していくというふうな流れになってきます。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育総務課長。

**○教育総務課長　比嘉純子さん**　遊具点検の箇所についてですが、決算調書の７ページですね。幼稚園の点検数が29基あって、点検の結果、修繕が必要なのが13基ございました。既に緊急性を求められるものに関しては、３基もう修繕済みになっております。小学校については、修繕が必要な箇所が33基ございました。既に修繕されているものが３基ございます。修繕が必要な箇所は、幼稚園、小学校の合計で46基ございました。

　体協の件ですね、決算調書20ページの体協の補助金についてですが、島体協の運営や体制については、今後も内容については私たちも確認していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　お答えいたします。成果の報告28ページに関してまして、幼稚園の職員の採用についてですが、例年幼稚園教諭を毎年採用はしてきております。ただ、令和２年度から退職者が一、二名出まして、現状このような形になっている状況がございます。令和５年度に向けましても幼稚園の職種を採用試験、募集をしておりますので、また本務職員の採用に向けての取り組み、また幼稚園全体の預かりも含めた本務職員や職員の適正配置人数につきましては、引き続き、またこちらも調査研究いたしまして、人員確保と幼稚園の環境を整える取組をしてまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　教育総務課長。

**○教育総務課長　比嘉純子さん**　申し訳ございません。先ほどの答弁にもうちょっと付け加えたいと思います。

　遊具点検の箇所についてですが、修繕が必要な46基については、今回の補正予算のほうで修繕のほうの予算を計上しております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　生涯学習文化課長。

**○生涯学習文化課長　野原　学君**　町の女性連合会、それから青年連合会の負担金、補助金の件なんですが、議員おっしゃるとおり、やはり育成しないといけないというところも踏まえて、今後は取り組んでいきたいというふうに考えております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　産業振興課長。

**○産業振興課長　松本仁志君**　成果に関する報告書113ページ、はえるんの運用についてですが、少し近隣市町村の状況等もちょっと情報収集してまいろうと考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　よろしくお願いします。４年ぶりにこの場に来たのでなかなか調子が戻らないんですけど、２点ほど。成果の報告書の43ページ、４年前にはたしかコミュニティソーシャルワーカーは４人だったかなと記憶しているんですが、やはり人口が増えた分、それだけ人数が増えているのか。足りているのか、まだまだ足りていないのかの確認と、さらに民生委員、児童委員の数も結構なり手がいなくて困っていたと思いますが、人口が増えた分、そのままの状態だったら負担が増えているのかどうか。この辺の答弁をお願いします。

　それと74ページの元気ＲＯＯＭに関して、支援が必要な子どもを把握して、元気ＲＯＯＭ等へつなげていくことができていると。この辺の事業とつながるのが、17ページの学校教育課のほうとも連携、連動しているのかなと思うんですけれども、30日以上欠席している不登校児童生徒が前年度と比べても増えているという点ですね、この辺は作業療法士も入っていて、いろいろ対策を取っているということですので、これが作業療法士で間に合うところと、元気ＲＯＯＭにつないでいるケースもあるのか。この辺の状況を教えてください。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　こども課長。

**○こども課長　儀間博嗣君**　お答えいたします。まず、ＣＳＷの件についてなんですが、４年前ということでございましたので、定数のほうは変わっておりません。民生委員のほうも定数のほうは変わっておりません。今現在66名でございます。

　それから成果の報告の74ページ、２点目の質問でございますが、こちらは子どもの貧困緊急対策事業で行っております子どもの居場所、元気ＲＯＯＭに関してでございます。その点については、やはり子どもたちということでございますので、そういったことで教育委員会との連携というのは一番重要なポイントでございますので、そういった部分で連携会議のときに教育委員会、あるいは学校現場の担当の方と一緒に今後の支援策などを話し合うなど、連携というのは念頭に置きながら対応のほうを行っている状況でございます。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　学校教育課長。

**○学校教育課長　宮良泰子さん**　まず、学校における作業療法士なんですが、当然不登校だったりとかの対応、未然防止等のために、子どもたちが学級で過ごしやすい環境をつくるために作業療法士をクラスだったりとか、学年とかに入って、先生方が子どもたちの関わり方について作業療法士と一緒に、それを一緒に議論をしながら子どもたちに対応して、子どもたちの不登校を未然に防止するような形がございます。作業療法士だったり、元気ＲＯＯＭだったりとかというのは、やっぱり子どもたちを支援する一つの手法というか、そういう形ですので、通常教育委員会とこども課ではサポート会議だったりとか、様々な会議で関係者を集めて、そこでその子に応じた対応、支援というものを考えてございますので、作業療法士と元気ＲＯＯＭのすみ分けというよりは、その個々個々の児童生徒に応じて、どういう支援が望ましいかというものをみんなで話し合いまして、それで、じゃあ今回元気ＲＯＯＭのほうに教育委員会からつなごうとか、そういうような形で連携を取ってございます。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　ありがとうございます。４年前とＣＳＷ、変わらない人数だということで、さらに民生委員も同じということで、人口がこれだけ増えていると、やはり負担がかなり来ているんじゃないかなという思いがあるんですけれども、その辺はどう把握されているのかという件と、今お答えいただいたこの２か所は、作業療法士、現場で子どもたちをサポートしてくれて、そこから元気ＲＯＯＭで引き受けるところがあると。それ以外にも居場所があるのかどうかも教えてもらいたい。どっちかな、あるのかどうか。その辺を教えてください。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　こども課長。

**○こども課長　儀間博嗣君**　お答えいたします。ＣＳＷ、コミュニティソーシャルワーカーですね。社会福祉協議会の事業で行っている担当職員でございますが、各小学校、４小学校区にそれぞれ２名ずつ、合計８名のＣＳＷさんが対応をしている状況でございます。

　人口増という部分についてですが、今のところこの８名のほうでやっていく方向性が出ておりますが、そういったことは、今後社協のほうと詰める中で話し合われるものだと考えております。民生委員については、人口に応じた定員というのが決められておりまして、本町においては66名の定員となっております。しかし、なり手不足という課題がございまして、今年、今年度は改選の年でございまして、直近で今42名が推薦委員会のほうで決定したところでありますが、引き続きこのなり手の解消については、我々こども課、あるいは社協のほうと連携して対応していきたいというふうに考えております。

　居場所の部分についてでございますが、子どもの居場所は不登校だけではなくて、やはり家庭の養育的な課題、あるいはこの子自身に関する課題、そういったものを総合的に見て判断する必要がございますので、その居場所というよりも、どの機関が支援をしていくのか。学校、町役場、あるいは児童相談所、障害の担当、あるいは病院のほうとか、そういった各機関と関係先を調整していくのが我々こども課の中心となっておりますので、そういった部分で居場所がどこというよりも、そういった関係機関の調整が重要になってくるものだと考えております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　じゃあ、課題を抱えている子どもたちはほぼ把握できているということでいいですか。誰一人取り残されてないのか。ほぼ100％、ちゃんとアウトリーチかかっているのかどうか、お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　こども課長。

**○こども課長　儀間博嗣君**　非常に課題のある子どもたちというものが全て取りこぼされていないかというこのご質問については、それは何をもって今課題を抱えているかというようなところによって、非常に答えづらい回答ではございますが、我々のほうはその課題を抱えているというものが覚知された場合、学校現場であるとき、あるいはどこかの連絡においてあった場合にはスピード感を持って対応するということと、その内容は緊急度の部分などを精査して、そういった部分で対応していくものが大事だと考えておりますので、そういったところで我々は日々そういったものを対応しています。事後対応というわけではなくて、学校現場のほうにおいてもそういったことを担任の変化とか、あるいは我々の母子保健の健診において、お母さんの普段の会話のやり取りなど、そういった部分、あるいは窓口での離婚後の相談の在り方などにおいて、何かしらその信号というものがキャッチできる状況にありますので、そういった部分を日々我々のほうは、アンテナを高くして対応していくことが重要だと考えています。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これをもって歳出及び財産に関する調書等の部の質疑を終わります。以上で一般会計歳入歳出決算書等に対する質疑を終わります。ただいま議題となっております認定第１号　令和３年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定については、総務民生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって認定第１号については、総務民生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。なお、総務民生常任委員会及び経済教育常任委員会におかれましては、各所管に属する歳入歳出の事務事項について審査を行い、11月４日午前10時から連合審査会を予定しておりますので、連合審査会に同報告書を提出していただきたいと思います。

　次、特別会計に入る前に、10分間休憩したいと思います。

　休憩します。

休憩（午後１時49分）

再開（午後１時58分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　生涯学習文化課長より訂正があるということですので、それを許します。生涯学習文化課長。

**○生涯学習文化課長　野原　学君**　先ほどの女性連合会、それから青年連合会への負担金の考え方でありますが、例えば要求の全てをという考え方ではなく、やはり適正に育成もしながら、その活動の内容も見ながら補助してまいりたいというふうに考えております。

**日程第６．認定第２号　令和３年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　次に、日程第６．認定第２号　令和３年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　認定第２号　令和３年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について　令和３年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第３項の規定により別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。令和３年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算報告書　地方自治法第233条第５項の規定により、令和３年度における南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要と主要施策の成果に関する報告書を次のとおり報告いたします。その概要については、担当が説明いたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　民生部長。

**○民生部長　知念　功君**　それでは認定第２号の４ページのほうをお願いします。令和３年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要でございます。国民健康保険の加入状況は、世帯数は5,152世帯（前年度比1.5％の増）、被保険者数は8,917人、（0.7％減）で、本町の人口等に占める加入割合は、世帯数で31.7％、被保険者数で22％となっております。

　令和３年度の国民健保険特別会計の歳入歳出決算の状況は、国保特別会計の赤字解消のため一般会計から１億1,286万2,000円を繰り入れたこと等により歳入総額が43億953万7,702円で前年度比721万4,692円（0.2％）の増、歳出総額が42億6,477万3,803円で前年度比350万1,392円（0.1％）の増、歳入歳出差引額4,476万3,899円の剰余金が生じ、令和４年度予算へ繰り越しました。

　歳入の主な内容は、国民健康保険税が６億9,856万6,401円で前年度比2,300万8,297円（3.2％）の減、県支出金が31億588万614円で前年度比１億690万9,207円（3.6％）の増、繰入金が４億4,158万7,700円で前年度比6,790万8,287円（13.3％）の減となっています。

　歳出の主な内容は、保険給付費が28億8,846万9,743円で前年度比5,721万7,918円（2.0％）の増、国民健康保険事業費納付金が11億8,124万8,987円で前年度比5,892万3,439円（4.8％）の減、保健事業費が4,563万9,969円で前年度比1,274万6,031円（38.7％）の増となっています。

　歳入増の主な理由は、国民健康保険税と繰入金の減があるものの、県支出金の増によるものです。

　歳出増の主な理由は、総務費と国民健康保険事業費納付金の減はあるものの、保険給付費と保健事業費、諸支出金の増によるものです。

　以上が、令和３年度南風原町国民健康保険特別会計決算の概要です。

　次の５ページは令和３年度と令和２年度の決算状況と対前年度対比でございます。６ページは年度ごとの保険税収納状況、収入未済額の状況等、７ページは年度ごとの医療費の状況でございます。お目通しのほうをお願いします。

　続けて、決算書と決算調書等の説明を行います。まず、国保特会の決算調書をお願いします。調書１ページをお願いします。収入未済額についてでございます。国民健康保険税における収入未済額は611件、6,551万503円となっており、前年度より件数で７件の増、額では126万7,673円の減となっています。徴収率は91.1％、対前年度比で0.6ポイントの増となりました。収入未済となる滞納の主な理由としましては、生活困窮によるものでございます。諸収入における収入未済額は、一般被保険者第三者納付金が、件数は前年度と同数の３件、金額が前年度比20万8,999円減の205万877円、一般被保険者返納金が前年度比６件増の73件、金額では130万7,512円減の151万7,183円、雑入で診療報酬返還等請求分で２件、162万9,279円となっております。

　次のページをお願いします。不納欠損処分調べについてであります。地方税法第15条の７第４項や同法第18条による63件、293万8,100円の不納欠損処分を行っています。その理由としましては、生活困窮が41件、生活保護受給が20件、所在不明２件であります。これらにつきましては、徴収努力を続けてまいりましたが納付ができなく、調査の結果、財産及び支払い能力がない等の判断がなされ不納欠損処分といたしました。

　次に10ページから11ページの歳入の各目ごとの節において、予算現額と調定額の差額100万円以上の調べについてでございます。10件ございます。１款の国民健康保険税の６件につきましては、現年度分は12月末時点の調定額に対して、前年度収納率による収納見込み額で予算計上をしているため、滞納繰越分については前々年度実績収納率で計上しているため差額が生じております。５款の県支出金においては、交付確定通知が３月末の収受で最終補正に間に合わなかったこと。12款の諸収入においては、一般被保険者返納金が、実績の確定が最終補正に間に合わないために生じた差額であります。また、雑入につきましては、診療報酬返還等請求事件に係る返還金の予算計上を失念してしまったための差額であります。誠に申し訳ございませんでした。

　12ページをお願いします。歳出の各目ごとの節において100万円以上の不用額が３件ございました。それぞれ請求額の決定が最終補正時点で見込めないことによるものでございます。

　次に未執行予算について２件ございます。決算書の81ページをお願いします。１款２項２目13節．使用料及び賃借料の5,000円は、高速自動車道使用のため計上しておりますが、使用がなかったこと。

　次に83ページをお願いします。２款２項３目18節．負担金、補助及び交付金の54万2,000円は、申請がなかったことによるものでございます。

　以上で令和３年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております認定第２号　令和３年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、総務民生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって認定第２号については、総務民生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

**日程第７．認定第３号　令和３年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第７．認定第３号　令和３年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　認定第３号　令和３年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について　令和３年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第３項の規定により別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。令和３年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算報告書　地方自治法第233条第５項の規定により、令和３年度における南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要と主要施策の成果に関する報告書を次のとおり報告いたします。その内容等については、担当が説明します。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　民生部長。

**○民生部長　知念　功君**　それでは認定第３号の４ページをお願いいたします。令和３年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要でございます。後期高齢者医療保険につきましては、法令の定めにより保険料の算定は広域連合が行い、その徴収等は各市町村が行うことから、徴収した保険料を広域連合に納付するため、特別会計において処理することとなっています。

　後期高齢者医療保険の加入状況は、被保険者数が3,267人（令和３年度末時点）でございます。前年度比57人（1.7％）増となっております。

　令和３年度南風原町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の状況は、歳入総額が３億2,996万5,729円で前年度比146万7,209円（0.4％）の増、歳出総額が３億2,925万3,875円で前年度比270万2,046円（0.8％）の増となり、歳入歳出差引額71万1,854円の剰余金が生じ、令和４年度予算へ繰り越しました。

　歳入の主な内容は、保険料が２億5,370万7,393円で前年度比238万39円（0.9％）の減、繰入金が7,375万3,000円で前年度比567万円（8.3％）の増となっています。

　歳出の主な内容は、総務費が1,205万6,152円で前年度比605万4,648円（100.9％）の増、後期高齢者医療広域連合納付金が３億1,669万9,878円で前年度比228万8,061円（0.7％）の減となっています。以上が、令和３年度南風原町後期高齢者医療特別会計の決算概要でございます。

　次の５ページ、別紙１で決算状況の対前年度の対比を掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

　続きまして、決算調書、決算書等のご説明をいたします。後期高齢者医療特別会計決算調書１ページをお願いいたします。収入未済額について、現年度分普通徴収保険料で42件、119万4,775円、滞納繰越分で８件43万6,775円、合計50件、163万1,550円でございます。前年度と比較しますと、件数で16件の増、金額で40万8,398円の増となっております。

　次のページをお願いします。生活困窮等により５件、45万449円の不納欠損処分を行いました。

　次に５ページをお願いします。歳入の各目ごとの節において予算現額と調定額の増減額が100万円以上あるのが１件ございました。１款１項２目１節．現年度分普通徴収保険料167万8,448円でございます。新規と加入となる後期高齢者の方々の見込みが、実績が見込みを上回ったことによる差額となっております。

　歳出の各目ごとの節において100万円以上の不用額はありませんでした。

　次に決算書の105ページをお願いします。未執行予算について１件でございます。105ページでございます。４款１項１目22節．償還金利子及び割引料６万3,000円は、一時借入の必要がなかったためであります。

　以上で令和３年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております認定第３号　令和３年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、総務民生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ご異議なしと認めます。よって認定第３号については、総務民生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

**日程第８．認定第４号　令和３年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第８．認定第４号　令和３年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　認定第４号　令和３年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について　令和３年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第３項の規定により別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。令和３年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算報告書　地方自治法第233条第５項の規定により、令和３年度における南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の概要と主要施策の成果に関する報告書を次のとおり報告いたします。概要等については、担当が説明いたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　経済建設部長。

**○経済建設部長　金城克彦君**　それでは認定第４号の３ページ目をお願いします。令和３年度南風原町土地区画整理事業特別会計の歳入歳出決算の状況は、歳入総額が７億615万9,606円で前年度より１億2,820万1,211円（22.2％）の増、歳出総額が５億6,566万5,811円で前年度より2,548万3,398円（4.7％）の増となり、歳入歳出差引額は１億4,049万3,795円の黒字となっております。

　歳入の主な内容は、前年度と比較して保留地処分金が7,117万1,666円で1,482万8,334円（△17.2％）の減、県支出金が8,752万6,000円で689万3,000円（△7.3％）の減、繰入金が４億9,236万1,000円で１億4,954万6,000円（43.6％）の増、繰越金が3,777万5,982円で161万7,545円（4.5％）の増、使用料及び手数料が６万6,600円で２万7,900円（△29.5％）の減、財産収入が8,869円で２万1,852円（△71.1％）の減、諸収入が604万9,489円で39万1,248円（△6.1％）の減、町債が1,120万円で80万円（△6.7％）の減となっております。

　歳出の主な内容は、前年度と比較して総務費が1,264万9,323円で65万2,822円（5.4％）の増、土地区画整理事業費が２億9,579万6,298円で7,275万1,700円（32.6％）の増、基金積立金が7,118万535円で3,555万186円（△33.3％）の減、公債費が１億8,603万9,655円で1,237万938円（△6.2％）の減となっております。

　歳入増の主な理由は、保留地処分金、補助事業費に伴う県支出金、町債等の減はあるものの、繰入金、繰越金が増えたものによるものです。歳出増の主な理由は、基金積立金、公債費の減はあるものの、総務費、土地区画整理事業費が増えたものによるものです。

　以上で令和３年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の概要といたします。

　続きまして、４ページをお開きください。こちらに前年度等の対比を添付してありますので、お目通しをお願いします。

　続きまして、決算書及び決算調書について説明いたします。こちらの決算資料の92ページをお開きください。決算書92ページをお開きください。歳入については、収入未済額にはございません。予算現額と調定額の増減100万円以上についてもございません。

　続きまして、95ページをお開きください。歳入についても未執行予算はございません。歳出で100万円以上の不用額についてもございません。

　以上が令和３年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　それでは所管外ですので、質問をさせていただきたいと思います。

　まず、調書の土地区画整理事業特別会計の３ページをお願いします。土地建物の貸付状況についてですが、これは今回令和３年度の決算ですので、完全に一致するかどうかは分かりませんけれども、去った議会の留意事項で区画整理地内の土地建物の貸し付け、特に駐車場等かヤードで利用していますけれども、そこについて本来換地すべきところについては、やはり換地できる状況であれば、換地先の地権者が利益を得るはずなんですね。でもここでは保留地のところもありますし、公園予定地もありますけど、幾つか換地予定地というところが貸し付けをされていて、南風原町が収入を得ている。そういう状況です。前回はそれがあったから、なぜそういう……。なんて言うのかな、本来であれば地権者の方々の収入になり得るところを南風原町が持っているのかというような指摘で、状況によっては確かにまだ換地に至らないとか、いろんな個々のケースがあると思います。そのあたり、この令和３年度の状況下ではどのようになっていたのか。今回の定例会に当たっての留意事項の処理状況のところでは、16区画を調査したけれども問題ありませんとだけ答えられているわけです。これは今年度ですから、直接的なリンクはしないかもしれませんけれども、昨年、この令和３年度までの状況について教えていただきたいと思います。

　次に成果の報告書の132ページから134ページまでが区画整理特会についての成果となっているわけですけれども、132ページの下段を見ると、令和３年度末までの整備状況ということで、全体計画の中でのパーセンテージが記載されています。町民の皆さんから繰り返し、繰り返し言われるのは、いつまでやるのかと。いつ完成するのかということを言われるわけです。この中では事業費ベースで81.9％、物件、面積、道路といろいろあるわけですけれども、その中で一番私が課題に感じているのは、やはり事業がなかなか進捗、計画どおりいかない。もちろん相手がいることですから、それは十分理解できるけれども、やはりそこが遅れることによって必要のない費用が発生していくんじゃないかと。当然発生します。ただ、それは事業費の中に組み込まれていて、職員の人件費だとか、公債費だとか、いろんなのが発生していくわけです。さらに、そこにも見えない、先ほど言った地権者の利益というのは全く見えないわけですよ。本来得られるべき地権者の利益は、ここには全く出てこない。だからそれを計算しろとは言いませんけど、やはり長引くことによって、当初計画にはなかった固定経費、新たな経費が発生している。また、その一方で、行政の皆さんの努力で国庫補助とか、新たな補助を入れてプラスしたものもあります。そういったのが分かるような形で是非とも出してほしい。これまでも私も何度も何度も、それはいろいろどうやったら分かるかなと努力しているところですけれども、なかなかつかみきれない。ですので、せっかくこの決算を機に、是非ともお互い知恵を絞って、町民の皆さんに説明するためにも、そういった出し方を工夫していただけないかなと思いますが、いかがでしょうか。この２点、よろしくお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　区画下水道課長。

**○区画下水道課長　山城　実君**　ただいまの２点ありまして、まず１点目のほうなんですが、昨年度地権者のほうに不利益を与えていないんですかという指摘がありまして、私たちは今回報告させていただきました16区画地につきまして、地権者が保留地をもらっているのかどうかというのを全部確認いたしました。それで地権者のほうには保留地を渡しておりますので、その残って管理する部分の保留地が町に移管されるわけです。それで、その分を貸出しとして提供しているわけです。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　経済建設部長。

**○経済建設部長　金城克彦君**　すみません、今訂正します。課長、ちょっと緊張して言い間違っています。

　保留地というのは、もともと地主さんがいます。もともと地主さんたちが出し合うのが保留地ですので、もともと例えば……。換地ですよね。そういうことです。ここが保留地の場合には、もともと従来の地主さんがいます。それをこの従来の地主さん、仮換地でここに行くとしますよね。すると、ここの保留地は町管理になります。それをこの調書に載っているのを貸しています。なので町が収益を得たので、本来はもともとの地主さんが収益を上げるべきじゃないですかということでした。調べてみると、ここの地主さんはもう新しい土地をもらっているんですよ。仮換地で。ということは、元のここにいる地主Ａさんという。Ａさんは新しい仮換地できれいにもらっているものですから、これはもう使用する権限がないです。使用権があって２か所、二重に使用するんですね。調べてみたら全部これは、ここの旧地主さんは新しい土地をみんなもらっていたということです。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後２時32分）

再開（午後２時34分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　経済建設部長。

**○経済建設部長　金城克彦君**　換地予定先はですね、ここに地主さんがいます。この方の換地予定先はここなんですけれども、まだこの人がここを使っているんですよ。従来の土地を。従来の土地を使っているものだから、まだこの方はここを撤去というか、立ち退きしないとここを使う権限はないですよね。ということです。なので、簡単に言うと地主さんは古い土地、例えば旧土地といいます。旧土地と新しい換地でもらうところは二重には使用できませんから、新しいところに行ったときには古いのは町が管理する。古いのをまだ使っている場合には、新しいところはここの方も出ていっているものだから使えるので、町が管理しますので、町のほうで貸しているということです。それで課長が言ったように、そういうことで地主さんがこっちも使っていない、こっちも使っていない、両方使っていないので町が貸したというところはなかったですよということです。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　区画下水道課長。

**○区画下水道課長　山城　実君**　２点目についてなんですが、議員さんがおっしゃられるように、確かに事業費ベースとかそういったもので書いておりまして、地権者のほうには事業が滞っているので、大変申し訳なく思っているところであります。次年度からは町の単費等も充当するような予算要求をいたしまして、事業が早く進められるような形で進めてまいりたいと考えております。あと、報告の在り方につきましては、議員さんがおっしゃられたような趣旨を踏まえまして、今後取り組んでまいりたいと考えております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　それではまず、調書の３ページから５ページにかけての換地予定の土地の考え方ですけれども、今部長からの説明で分かりました。再度確認ですけれども、要するにこの換地予定地というといころで収入を得ている。南風原町が。これは間違いないわけですね。その得られるべき収入が、私は本来、この換地予定者が受け取るべきじゃないかという趣旨での質問でした。当然二重取りはできないよということは理解できますけれども、今部長の答弁から聞けば、この換地予定者は自己都合で現在の土地にとどまっているから、この換地予定先は町の管理であって、そこで貸し出しをしている。そういう理解でいいのか。要するに、自己都合だと。町の都合で接道していないとか、例えばインフラ、上下水道が通っていないからとか、もしくは接道もしていて、インフラ整備もできているけれども、本人が取らない。要するに自己都合なのか、こちらの都合で換地先で得られるはずの利益を得られないんじゃないかと。そういうことはありませんかというのが前回の指摘なものですから、令和３年度のこの物件に関してはそういうものはなかったと。あくまで指摘は、今令和４年度に入ってからの指摘でしたから、令和３年度についてもそういう地権者が得られるべき利益を南風原町が得ているんじゃないかと。そういう指摘には当たらない、そういう考え方でよろしいですか。その確認だけをお願いします。

　あと、全体像の表記の仕方については、ずっと振り返って僕も調べればできるかもしれませんというのは、膨大な量と年数ですので、是非ともその町民の皆さんに説明できる形で、また、先ほど言った新たな補助事業の導入とか、単費投入とか、ご理解をいただけるような説明ができるように、表記をちょっと工夫していただきたい。また、できる分は今回の決算で是非示していただきたいと思いますので、その２点、再度方向性をお答えいただければと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　経済建設部長。

**○経済建設部長　金城克彦君**　休憩をお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後２時39分）

再開（午後２時39分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　経済建設部長。

**○経済建設部長　金城克彦君**　先ほど議員さんがおっしゃったとおり、今あったとおりです。以上です。

　自己の都合というか、きれいに具体的に言います。まだ立ち退きしていない物件がありまして、物件交渉に時間を要したために、まだ本来とずれるんですけど、まだずれてやっていないということで、まだこのご本人さんは建物を使用しているのでということです。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　区画下水道課長。

**○区画下水道課長　山城　実君**　表記の件に関しては、議員さんがおっしゃられたように、膨大な資料を分かりやすく地権者の方に訴えるような努力をして記載してまいりたいと思います。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑はありませんか。７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　認定の４ページ、歳入歳出の決算状況の中で歳入の７億600万円余りのうち、約70％を占めている繰入金４億9,236万1,000円、これの内訳、どこから来ている繰入金なのか。決算書を見ても一般会計の歳出では私が見る限り、土木費とかそういうものしか見出し切れないので、この４億9,236万1,000円はどこから繰り入れているんですかと。

　それから成果に関する報告書の132ページ、今さっき照屋仁士議員も質問されましたが、この見方がちょっと分からないので伺います。中段の土地区画整理事業特別会計決算額５億6,566万6,000円、一番下の令和３年度末までの整備状況で、令和３年度実績が２億5,188万1,000円、この違いが分からないので伺いたい。

　それから、いつまでかかるんですかという質問もありましたが、土地収用取得がなかなかできないということですが、もう多分これを見るとこの事業が29年目になっているのかなと思いますけれども、これは着工したのが平成５年なのか、それとも事業化が決まったのが平成５年なのかを伺いたい。いつ頃にこの事業を終えたいというめどはあるんでしょうか。以上３つ、伺いたい。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　区画下水道課長。

**○区画下水道課長　山城　実君**　お答えいたします。まず１点目の繰入金の内訳なんですけれども、繰入金の中には一般会計からの繰入金と土地区画整備事業基金という基金からの繰り入れがございまして、一般会計のほうから令和３年度２億3,303万9,000円、基金のほうから２億5,905万2,000円を繰り入れております。２つの合計が４億9,236万1,000円となります。

　大変申し訳ありません。決算書の区画整理の92ページの繰入金で一般会計繰入金２億3,330万9,000円、それと93ページの土地区画整理事業基金繰入金２億5,905万2,000円、このほうを繰入れております。

　続きまして、財源別内訳のほうの５億6,566万6,000円と２億5,188万1,000円に関しましては、手元に資料がございませんので、委員会のほうで説明させていただきたいと思います。

　あと、いつまで事業を行うのかということの質問がございまして、ただいま事業計画の見直しをしておりまして、それを基にお答えします。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　すみません、今の92ページの繰入金、私の理解が足りないんだと思いますけれども、一般会計からの繰り入れということは、通常に言う普通の一般会計からの繰り入れというふうに私は理解するのですが、そうではなくて、土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書、説明の中にあるんですが、これはもし総務部長でもよろしければ教えていただきたいんですが、一般会計からの繰り入れなんですか。そうじゃないのか。一般会計からの繰り入れですか、この２億3,300万円余りは。どのように動いていくんですか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後２時47分）

再開（午後２時47分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　区画下水道課長。

**○区画下水道課長　山城　実君**　92ページの下段になりますが、歳入のほうの５款．繰入金、１項．繰入金、１目．繰入金、節、一般会計と表記しておりましたが、この部分が一般会計からの繰入金になります。

　続きまして93ページのほう、同じ繰入金なんですが、こちらのほうは土地区画整理事業基金からの繰り入れとなります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後２時48分）

再開（午後２時48分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　区画下水道課長。

**○区画下水道課長　山城　実君**　決算書の55ページ、歳出のほう、８款．土木費、４項．都市計画費、１目．都市計画費、土地区画整理事業への繰出金といたしましては２億3,330万9,000円が繰出されております。一般会計から繰出しております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております認定第４号　令和３年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、経済教育常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって認定第４号については、経済教育常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

**日程第９．議案第44号　令和３年度南風原町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第９．議案第44号　令和３年度南風原町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第44号　令和３年度南風原町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について　地方公営企業法第32条第２項の規定により、令和３年度南風原町下水道事業剰余金処分計算書のとおり、利益の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第30条第４項の規定により、令和２年度南風原町下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。内容については、担当が説明いたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　経済建設部長。

**○経済建設部長　金城克彦君**　それでは議案第44号　令和３年度南風原町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、概要を説明いたします。

　初めに、決算の認定について説明いたします。別紙の下水道事業会計決算書をお願いします。それでは５ページの収益決算書と23、24ページの収益費用明細書で説明いたします。

　初めに、23ページをお開きください。歳入について、下水道事業収益の営業収益２億2,650万8,408円、営業外収益３億5,030万2,526円、特別利益701円、歳入合計５億7,681万1,635円となります。続きまして、24ページをお願いします。歳出について、下水道事業費用の営業費用４億8,332万8,406円、営業外費用4,249万2,414円、特別損失２万3,304円、歳出合計５億2,584万4,124円となりまして、差引後5,096万7,511円が５ページの損益計算書の下から４行目の当年度純利益となります。８ページに貸借対照表を表示してありますので、お目通しをお願いします。

　再度、24ページをお開きください。未執行予算については、明細書の中ほどの総係費、燃料費は小学生の下水道体験学習がコロナ感染防止のため開催できなかったことによるものです。貸倒し引当金繰入額については、当年度は不納欠損が生じなかったことによるものです。

　続きまして、事業概要は決算附属書類の12ページから16ページに記載されておりますので、お目通しをお願いします。

　17ページをお願いします。中ほどのイの営業収益収納状況で、下水道使用料の収入率83.65％、未収額3,433万3,560円とありますが、下水道事業会計には出納整理期間の２か月間がないことによるものです。令和４年５月31日現在の収納率は99.76％、未収額が49万5,821円となっております。

　19ページ以降に100万円以上の重要契約や企業債等を記載しておりますので、お目通しをお願いします。

　続きまして、剰余金の処分の議案について説明いたします。先ほど説明しました５ページの純利益の処分についてです。７ページをお願いします。未処分利益剰余金8,068万1,976円のうち2,971万4,465円は減債積立金を切り崩した額を未処分利益剰余金として計上したものです。当年度純利益は5,096万7,511円で、議会の議決をいただきまして減債積立金へ積み立てるものです。以上が令和３年度南風原町下水道事業会計剰余金の処分並びに決算の認定についての説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　申し訳ございません。訂正をさせていただきたく、発言をいたします。

　ただいま議案第44号の議案書の中で、上から３行目、令和２年度南風原町下水道事業会計というふうに提案いたしましたが、令和３年度でございます。令和３年度に訂正をさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　ありがとうございます。所管外ですので、質問をさせていただきます。

　この下水道会計ですね、公営企業会計に移行するに当たって、非常に執行部の皆さんも努力をされて、私たちもまだまだ勉強をしないといけないなと思っているところですが、まず１点目に、この下水道特会、公営企業会計ですけれども、成果の報告で124ページを見ると、当然ここでは使用料だけでは成り立たないわけですね。一般会計から繰り入れをしないといけない。そういう状況ですが、その使用料についても、今徴収業務を委託していると思います。そもそもこの委託が効率的という説明をこれまで受けてきましたけれども、そういった中で本当にこの使用料の徴収業務の委託が効率的なのかどうか。まず、これが１点目の質問であります。

　もう１点は、この公営企業会計というものの趣旨は、私は水道業務を町の行政業務と切り離して、独自採算、独自運営ができる形にしていくというふうに私は理解しているわけですけれども、そもそも南風原町の会計には上水道がありません。これまでも私は議会の中で、この上水道業務については南部水道企業団が担っているので、南風原町では議論できないと何回も伺ってきましたけれども、そもそも県内でも南風原町と八重瀬町以外は全部上水道を単独でやっているわけですね。公営企業会計として成り立たない理由の一つに、上水道がないことが理由として考えられないか。私はそこに疑問が残るわけです。そういった部分で、本当にこの下水道会計だけを公営企業会計、これはもしかしたら総務とか企画になるかもしれませんけれども、これは本当に効率的と言えるのか。その辺を証明できますか。ちょっとそのあたり、この２点お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　区画下水道課長。

**○区画下水道課長　山城　実君**　委託徴収業務に関してなんですが、私たち業務を行っている側からすると、効率的だというふうに考えております。

　あと、上水道がないから独立採算に向けてちょっと難しいのではないかというような趣旨の質問だと思いますけれども、その辺はまだ検討をしていないものですから、何とも申し上げることはできませんが、そのようなものを考えながら、ちょっと考えていきたいというふうに考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後３時02分）

再開（午後３時02分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　下水道会計の公営企業への移行は国からも示されておりまして、３万人以上の人口については、移行されたその年度までに公営企業会計に移行しないといけないこととされていることから、南風原町でも公営企業会計への移行としております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後３時02分）

再開（午後３時03分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　下水道企業会計の運営については、使用料で運営すると本来なっていますが、まだ南風原町においては整備面積、整備が100％となっておりませんので、整備に対する投資、建設費用とかが出てきますので、それまで使用料で賄うことはできないことから、整備が南風原町全域に届いていけば、そのように成り立つのかなということは推測されますが、現段階では整備率の観点からも一般会計からの支援が必要となっているということであります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後３時03分）

再開（午後３時04分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　上水道との関係はということでありますが、これは本来上水道も下水道も厳密には別ですね。上下水道局とか、そういったのを一緒にやっているところはありますが、本来下水道、上水道、それぞれ別ですので、一元化ということでは、中でも一元化とはなっておりませんので、一元化するべき、その辺については判断できないというか、この上水道と下水道を完全に一つにするということはできないものと考えております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　ありがとうございます。まず１点目のほうからですね。当然効率的だから今委託しているわけですよ。ですけど僕が聞いているのは、これが効率的だと証明できますかということを聞いていますので、是非ともその根拠を示していただきたい。再度ですね。繰り返し、毎回示していただいているとは思いますけど、改めて。所管外ですので、示していただきたいとお願いしたいので、その辺、ちょっと答弁をお願いします。

　あと、後段ですけれども、そういう説明であれば理解します。上下水道は別会計でそれぞれ独立採算制だということですね。今言っているのは。それなら理解できます。ただ、そうは言っても、その前にちょっと説明があったその使用料だけでできるかどうかというのは、正直この南風原町の中で、今計画面積のことを言っているのか、全体面積のことを言っているのか、それにも多分よりますし、それによって、はっきり言って計画面積はこれだけしかないのに、そう言われても難しいのかなというのもあるものですから、ただ、この間答えられる範囲で町長からいただいている答弁の中では、やはり他の市町村において上水道の利益でもって還元されている部分はあるでしょうと。そういうところが想像できるということはいただいてきました。僕も今度派遣ですから、向こうでも調べてみたいと思いますけれども、その観点として、やはり私は効率的な運営と考えたときに、今公営企業法移行の補助事業で会計移行の支援もいただいているわけですよ。だからこういう支援があるうちに、それぞれの公営企業会計が成り立つためにどうやっていくかという観点から、上水道を南風原町で受け入れたときに採算性としてどうなのかというのも考えるべきじゃないかと。だから会計が完全別というのは、ちょっと僕も勉強不足で分かりませんでしたけれども、もし会計が連結でできるのであれば上水道で利益を出して下水道で賄うとか、相互関係ができるのかなという観点で質問をさせていただきました。その辺の見解について、また少しいただければと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　町長。

**○町長　赤嶺正之君**　それでは、ただいまの照屋仁士議員のご質疑にお答えをいたします。

　何回かご質問なさっているとおり、まさに上水道を市町村で経営するというようなことはどこの市町村もやっておりまして、それは何かといいますと、やはりそれだけの利益があるということなんですね。議員おっしゃるとおり、確かにその利益の分でまた別の赤字も解消できるというようなことにもなりますけれども、南風原町と八重瀬町の場合は、これまでのいきさつがありまして、これはこれまでもご説明したとおりでございますけれども、仮に水道を南風原町で経営するとなりますと、やはり南部水道企業、一部事務組合的な部分がありますから、それをちゃんと制度にのっとって解散をして財産を分離して、どこからどこまで管が埋まっているから、そこからは南風原町の管理、そこからは八重瀬町の管理というようなことで、そのあたりも全部明確化していかなくちゃいけないわけですから、すごい膨大な作業量になるというふうに思いますので、これから本当に仮にどうするんだというようなことをまず決めて、それからじゃあ何年計画で、５年計画なんかで分離していくとか、そういったふうな手法を取らなくちゃいけないのかなと私はそう考えております。これまで仁士議員に答弁してきましたのは、やはり水道がないときに非常に恩恵を被ったと。そういったふうな流れもあるので、私の段階では南部水道企業団と分離するということは考えていませんよというような答弁をしたんですけど、これからまさに財政的な問題が出てくると、今後また後輩たちはこれを議論しなくちゃいけないかもしれないというふうなことです。今同じように下水道も公営企業ですから、一市町村でできないわけはないと思うんですけれども、それもまたいろんな徴収業務のシステム化とかいろいろ準備がありまして、公営企業に移行するということがまずは目の前に迫っていたものですから、とりあえず公営企業に移らないといけないから、じゃあそれはもう南部水道さんに徴収を委託した形で移行しようじゃないかというようなのが、これまでに至ったわけですけれども、だからそれが合理的かどうかというのを、例えばほかの市町村は上水道とかみ合わせてやっているわけですから答えが出ると思うんですけれども、南風原町の場合は下水道の徴収料だけ委託しているわけですから、これが果たして合理的かどうなのかというのは比べようがないような気がするわけですよ。正式に言って、じゃあ単独で徴収業務をやったときと南部水道企業団に委託した後との、どっちが合理的なのかという比較だったら可能ですけれども、それ自体がどうなのかというようなことですね。ちょっと難しいかなと思います。いずれにしましても調査研究はいたしますので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　ありがとうございます。町長、丁寧な御答弁ありがとうございます。

　私が言わんとしていることも、今ある体制がありきではなくて、やはり先ほど町長から言ったように、将来に向かっていろいろ検討していく必要があるでしょうと。だからいつやるのかという議論はこれから必要だと思いますけど、今回決算ですので、決算とか予算とかいろんな節目を踏まえながら、やはり今ある現状だけをありきではなくて、いろんな検討をしてほしいという趣旨で。町長からは検討するということですので、これで終わりたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑はありませんか。７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　今さっきの質問に関連して伺います。もしも我々南風原町が上水道事業を下水道事業と併せてやるとなれば、この意見書の４ページにある補助金１億2,200万円、国から8,000万円、県から4,200万円の補助金が入りましたが、もしも上水道、下水道事業を併せてやるとなれば、このような補助金は受けられないのかどうか。それはどうでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午後３時12分）

再開（午後３時13分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　先ほど仁士議員の質問にもお答えしましたが、下水道を上下水道、那覇市さんみたいに例えば上下水道局となった場合にも、会計は別々になります。下水道会計、上水道会計、会計は別々になりますので、この組織が合体したとしても会計は別になりますので、またこの４ページの他会計補助金というのは一般会計からの補助金でありますので、同様に組織が統合されても補助金として、他会計補助金として同様に一般会計から繰り出すこととなります。変わらず繰り出すこととなります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　経済建設部長。

**○経済建設部長　金城克彦君**　この補助金の内訳をちょっと説明します。今回下水道と言っているんですけれども、汚水の下水道で多分今話をしているんですけれども、雨水、これは雨水も全部やっていますので、雨水の分については町が本来やらないといけない事業ですので、雨水事業は。これも一体としてやっていますので、補助金は同様に来ます。以上です。

　大変申し訳ないです。国庫補助は受けられますということです。

　すみません、予算ですね。国・県、両方いただけますね。事業によって国から直接もらう事業もありますし、県を通してもらう県補助金としてもらうのもありますけれども、いずれも補助事業でして、受けることができます。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　よろしいですか。ほかに質疑がある方。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第44号　令和３年度南風原町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、経済教育常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって議案第44号については、経済教育常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

**日程第10．報告第６号　令和３年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第10．報告第６号　令和３年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率についてを議題とします。まずは、提出者からの説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　報告第６号　令和３年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について　地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、令和３年度決算に基づく健全化判断比率及び同法第22条第１項の規定により、令和３年度決算に基づく公営企業における資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。内容等については、担当が説明いたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは報告第６号、資料をお願いいたします。報告第６号　令和３年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について説明いたします。２ページをお開きください。１の令和３年度決算に基づく健全化判断比率について報告します。

　①の実質赤字比率は一般会計等、一般会計、土地区画整理事業特別会計の実質収支額の標準財政規模に対する比率を言います。一般会計等の実質収支は黒字であるため、実質赤字比率はなしとなります。②の連結実質赤字比率は、一般会計と全ての特別会計の実質収支合計額の標準財政規模に対する比率を言います。全会計合算した連結実質収支は黒字であるため、連結実質赤字比率はなしとなります。③の実質公債費率は、公債費の標準財政規模に対する比率を言います。単年度数値の３年平均で10.1％となり、基準数値以内となります。④の将来負担比率は、将来負担すべき町債残高や一般会計繰出金の充当が見込まれる下水道事業会計の企業債残高などの合計額の標準財政規模に対する比率を言います。令和３年度の比率は49.6％となっており、基準数値以内となります。

　２の令和３年度決算に基づく公営企業における資金不足比率について報告します。令和３年度の下水道会計の公共下水道事業及び農業集落排水事業ともに資金不足額はなく、資金不足比率はなしとなります。

　以上、令和３年決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について報告といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ただいまの報告について質疑がありましたら発言を許します。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第６号　令和３年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率については、これをもって終わります。

**日程第11．報告第７号　令和３年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第11．報告第７号　令和３年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。まずは、提出者から説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　報告第７号　令和３年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について　地方自治法第243条の３第２項の規定により、令和３年度沖縄県町村土地開発公社事業及び決算について別紙のとおり報告するものであります。

　令和３年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について　地方自治法第243条の３第２項の規定により、令和３年度沖縄県町村土地開発公社事業及び決算について別紙のとおり報告します。

　沖縄県土地開発公社の令和３年度事業報告及び決算の報告書を配付しております。これはさきの沖縄県土地開発公社の理事会で承認された決算書となっております。南風原支社につきましては、令和３年度の事業実施がなかったことから、事業実績の記載はございません。以上、沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告といたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ただいまの報告について質疑がありましたら発言を許します。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第７号　令和３年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告については、これをもって終わります。

**日程第12．決議第４号　議員派遣の件について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第12．決議第４号　議員派遣の件についてを議題とします。

　お諮りします。議員派遣の件については、別紙のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。したがって議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

散会（午後３時23分）